

国民からのご意見及び気象庁の見解（その1）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社ドリームウェア(その1)	P2. L14 ~ 15	(1)対象とする端末・配信 本ガイドラインの対象とする端末・配信は、緊急地震速報(業)に基づいて報知や制御を行うための端末・配信とする。	既に利用者で運用している端末の相当な台数があり、運用上特に問題が発生していないのであれば対象外にするべきである。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開願います。
	P2. L16 ~ 18	(1)対象とする端末・配信 テレビ、ラジオ、携帯電話の同報機能や、ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKのチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて知らせる装置等、緊急地震速報(警報)を広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。	NHKのチャイム音を受信して起動する端末で接点を有するものが存在(アレクソン製:EEW100、日本キャストム製:ER-3021等)する。これらのものも放送制御するためガイドラインに含めて議論すべきではないか。漏れ波を拾って、警報を出さなくても良い場所で鳴ったり、逆に電波が行き届かず警報がならなければならないところで鳴らなかったりする可能性がある。		ご意見ありがとうございます。 ご指摘いただいた「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置」についても、緊急地震速報利用することを目的として購入されるものであることから、利用者に対して、端末との違いや、仕様の説明を頂くことが必要と考えていますので、その旨書き加えます。
	P12. L11	互換性について公開すること	不正アクセスに繋がるのでは？		ご意見ありがとうございます。 互換性の公開については、詳細説明に記しているとおり、細かい技術情報の公開を求めたものではなく、端末を購入する端末利用者が配信を受ける通信事業者を選択できるよう、それらの事業者名の公開・説明することを求めたものです。よって、公開するだけで不正アクセスにつながるものではないと考えます。
	P13.L35	放送した後は、実際の震度等を放送すること	気象庁が確定震度発表を緊急地震速報にも流すのか？最終報を持って確定震度としていいのか？具体的にどうやって実行するのか説明して下さい。		ご意見ありがとうございます。 いただいた内容については、詳細説明に記載しているとおり、テレビや気象庁HPで正確な情報を入手していただき、可能な手段で放送を行っていただきたいと考えています。
	P15. L17	気象庁が定期的に行う訓練(1年に1回)	9月1日にできないのか？防災意識の高い9/1に実施すべきである。		ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後緊急地震速報訓練の計画を行う際の参考にさせていただきます。 なお、総合防災訓練大綱(中央防災会議決定)で、毎年、地方公共団体等における防災訓練等において、住民が防災を考え、具体的な行動をとる機会の提供を行う一環として、緊急地震速報による危険回避行動について積極的に加えることが記されており、特に9月1日の防災の日を跨ぐ防災週間の訓練では、政府の訓練だけでなく地方公共団体において訓練に取り入れられています。
	P33. L19 ~ 26	緊急地震速報(警報)と整合した動作	警報が発表されている場合に、「震度5弱何秒」または「強い揺れがすぐ来ます」のような表現で整合した動作とみなせるのか。具体的なことが記されていないのでガイドラインに合致するか判断できない。具体的な内容を記述して下さい。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(警報)と整合した動作については、詳細説明に記しているとおり、整合するというのは、報知基準は、当該対象地域に緊急地震速報(警報)が発表されたときに動作させることです。詳細説明に、端末の報知について、記載しておりましたが、これは、整合した動作とは直接関係ありませんでしたので、報知の内容は別の項目を参照することを記載します。
	P31. L13 ~ 16 P33. L5 ~ 8 P36. L27 ~ 30	不正な緊急地震速報(予報/業)を受信した場合は動作しないこと	気象庁側のサーバーから不正な緊急地震速報が流れないことが大前提ではないのか。動作の判断に必要な重要な要素が欠損したような不正な緊急地震速報(予報/業)を流すことがあってはならない。		ご意見ありがとうございます。 不正電文への対応は、気象庁から不正な電文を発表した際の対応について求めているものではありません。ただし、端末に至る配信の過程において、障害等により不正な電文になってしまう可能性は否定できません。よって、配信・許可事業者においても対応が必要と考えています。
	P32. L33 ~ 39	精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行ったときはその旨を伝達すること	導入時に説明すべき事項であり、緊急地震速報が出た時に区別するとかえって混乱を招くと思います。緊急時に精度が低くても、訓練した通りに初動を起こさなければ返って危険にさらされることになり、緊急地震速報の利点が損なわれるので、この項目の表記は不適切だと思います。また精度が低いかどうかを考えて行動していたのでは一瞬の判断を見誤る可能性があり、誰が聞いても同じ行動をとれる報知内容から大きく逸脱した項目となっています。削除して下さい。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、精度の低い情報を使った端末利用者が、そのことを安全確保の後に、素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その2）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社、ドリームウェア(その2)	P33. L41 ~ P34. L7	緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作	第一報から初動を取れることは高度利用の最も優位な点であり、この項目を制限することは高度利用を否定している。この利点を理解できない利用者は、自ずと一般利用を使用すると思います。従ってこの項目は不適切だと思いますので削除して下さい。		ご意見ありがとうございます。 この部分の詳細説明は、ご指摘のような1つの観測点を使った緊急地震速報の利用を否定している内容ではありませんので、ご確認ください。ただし、端末利用者が、精度が低い旨を承知した上での利用となりますので、端末利用者へ十分な説明をお願いします。
	P35. L38 ~ 42 P45. L5 ~ 6	気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	殆どの利用者が、インターネット回線を使用している中で1秒未満で緊急地震速報が届くことを保証することは困難であり、専用線だけしか認めないような表現と捉えかねず不適切と思われます。また、XML化に移行した場合、気象業務支援センターと通信している回線のバンド幅の増強(=コスト負担)を要求される項目になり、一方的に規定するのはふさわしくないと考えます。特にXML化は、利用者側への具体的なメリットが説明されていない中(単に拡張性があると言う説明では納得がいかない。)、一方的に進められており、結果的にコスト負担を迫られ、緊急地震速報そのものの普及を鈍らせ、非常に宜しくないと思っております。XMLに移行するにしても、別の新しいシステムを設けてからでなければ切り替えができません。(現行サービス中のシステムをランニング切替するのは運用上好ましくないため。)現行の運営しているサービスを考慮した上で進めて下さい。		ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線となりますので、リスク等については、端末利用者へ公開・説明をお願いします。
	P36. L1 ~ 8	気象業務支援センターから配信・許可事業者のサーバーまでの物理通信回線が信頼性の高い回線で冗長化されていること	今年になって、気象庁/気象業務支援センターが冗長化システム(東京と大阪での二重化)になったばかりであり、そうだからと言って配信事業者には半ば強制的にコストアップになるような規定を設けるのは、結果として利用者へのコスト負担に繋がりが緊急地震速報の普及の妨げをしているように思えてなりません。民間では、コストのかかる設備投資をいそれと簡単にできませんので考慮してください。		ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、気象業務支援センターと配信・許可事業者の間の接続が、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、この項目は、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、信頼性の高い回線による冗長化はその手段の一つであることから、例示として、詳細説明に記載します。
	P37. L33 ~ 36	端末利用者の利用方法を把握していること	端末の利用者が、一般利用者の場合、利用方法や設置場所を把握することは難しい。またサイクルショップやオークション等で取引された場合は、利用形態を把握することは一層困難となります。販売規制になり普及の妨げになると思われ、本項目に関連する規定は不適切と思われます。削除して下さい。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり、平成21年12月1日の訓練報の配信で、配信事業者も許可事業者も端末利用者の利用方法を把握していなかったことで混乱が生じたため、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 ただし、配信・許可事業者だけで利用方法を把握することは困難である場合があるため、この項目に加えて、端末利用者へ推奨する項目に「適切なアフターサービスを受けるため、購入後も配信・許可事業者へ利用方法などについて連絡する」ことを書き加えるものとします。
	P45. L5 6	気象庁の発表から端末に届くまで1秒未満	必須/必須/必須 推奨/推奨/推奨であるべき		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)は、端末まで迅速に提供されて初めて有効となるものですので迅速に伝えることが肝要であることについてはご理解いただけたと思います。ただし、「迅速」の表現は人によって解釈が異なる可能性もありますので、この項目では、平均で1秒以内と目安の数値を記載することとしています。
	P45. L7 9	気象業務支援センターから事業者のサーバーまでの物理通信回線を信頼性の高い回線で冗長化	必須/必須/必須 推奨/推奨/推奨 or 努力目標とすべき		ご意見ありがとうございます。 本項目の意図は、気象業務支援センターと配信・許可事業者の間の接続がとぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、この項目は、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、信頼性の高い回線による冗長化はその手段の一つであることから、例示として、詳細説明に記載します。
P45. L10 11	複数サーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信	必須/必須/必須 推奨/推奨/推奨 or 努力目標とすべき		ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから端末利用者の受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明で記載します。	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その3）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社ドリームウェア（その3）	P45. L32	端末利用者の利用方法の把握	必須/必須/必須 削除 or 努力目標とすべき		ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり、平成21年12月1日の訓練報の配信で、配信事業者も許可事業者も端末利用者の利用方法を把握していなかったことで混乱が生じたため、記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 ただし、配信・許可事業者だけで利用方法を把握することは困難である場合があるため、この項目に加えて、端末利用者に推奨する項目に「適切なアフターサービスを受けるため、購入後も配信・許可事業者を利用方法などについて連絡する」ことを書き加えるものとします。
	P47. L15 ~ 18	通信回線 常時接続できる回線 専用線など信頼性の高い回線	全て推奨/推奨/推奨とすべき。衛星や電波網を使うユーザもあり、利用できる通信を制限するのは好ましくない。		ご意見ありがとうございます。 この項目は、いつ地震が起こっても緊急地震速報(業)を迅速かつ確実に受信端末に提供するために必要なものですので、常時接続できる回線が必要であることについては理解いただけると思います。
	P48. L8 ~	放送・報知内容	公共の場であっても必ずしもNHKチャイム音で無くても構わないと思います。既に導入済の公共場所に対してNHKチャイム音を採用していない所に交換を強要するのか。利用、設置状況を考慮したガイドラインにすべきである。NHKチャイム音以外の報知音で混乱が起こったことがあるのか。あるのであれば報告願いたい。NHKチャイム音以外で混乱する可能性があるとするれば科学的な証明をして頂きたい。		ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)であることを即座に認識し行動がとれるよう、NHKチャイム音の選択を端末利用者に推奨したものです。ご指摘のような報知音の変更を強要するものではありませんので、ご理解願います。 ただし、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいとします。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その4）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
個人 1			<p>利用者側からの観点でいうと、本ガイドラインは全く世間の目に触れられない、活用されない資料になると感じております。利用者からするとこのような長文、恐らく読みません。自家用車の選定をする際、諸元表なる資料を参考にして、比較判断を行います。本ガイドラインにもそのような諸元表を各社のサービス毎に作成したほうが、利用者は迷わずにすむと判断します。現在の資料では、利用者からすると、何の判断材料にもならず、利用者が販売会社に、「端末・配信に求められる機能・能力の一覧表」を個別に質問するなど手間ばかりがかかり、また販売会社側も販売するために本当の回答をするか、はなはだ疑問が残る。販売するため、ガイドラインに準拠していますと言う可能性が残るため、このあたりの監視体制の整備、違反時は罰則規定等の明確化を望む。また、FMラジオも本ガイドラインの対象に加えられないかと要望する。</p> <p>利用者からの視点は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SL(サービスレベル)の内容 ・SLA(サービスレベルアグリーメント)の内容 ・システム全体での信頼度 / MTBF ・保守体制面・受信端末の正常監視有無 ・構築のし易さ ・価格 <p>などが諸元表に掲載されていけばこのような長文がなくとも、利用者に一目瞭然で判断して頂けると思います。ガイドラインには冗長化という文字がよく出てきますが、高スペックの100%安定稼働のサーバと、低スペックの90%安定稼働のサーバを冗長化した場合の信頼性と比較した場合、高スペックなサーバのほうが、安定稼働します。高スペックの場合の信頼度 100%低スペックの場合の信頼度 $90 + (1 - 0.9) \times 90 = 99\%$ なんでもかんでも冗長化したから高い信頼性であるという考え方は違うと認識します。このため、システム全体の信頼度で比較したほうがより明確であると感じます。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見については、今後、周知広報を行う上で参考とさせていただきます。また、ガイドラインの詳細については、事業者より端末利用者に対して説明がなされるものと考えています。 ご指摘いただいた「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置」についても、緊急地震速報(警報)を積極的に利用することを目的として購入されるものであることから、利用者に対し、受信端末との違いについて説明を頂くことが必要と考えていますので、その旨書き加えます。</p>
			<p>本事業は、緊急地震速報情報を提供する電気通信役務の事業と似ているかと思えます。 以前、VAN(Value Added Network)事業者が存在し、 第一種電気通信事業者(許可制) 第二種電気通信事業者(登録制) というような制度がありました。 気象庁による 第一種緊急地震速報役務事業者(許可制) 第二種緊急地震速報役務事業者(届出制) このような仕組みの整備が必要ではないかと考えます。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 ガイドラインを法的な強制力を伴うものと位置づけることは、規制強化に繋がることから、現状では考えておりません。配信・許可事業者に対してガイドラインに記載されている各項目についての対応状況を公開・説明するよう求めて参ります。</p>
			<p>ビルを建築する際には、建築基準法に則り、建築確認検査を指定確認検査機関で実施し合格しないと建物は使用できません。消防法の場合でも指定確認検査機関という第三者評価機関があります。気象庁の緊急地震速報システムでも、第三者評価機関を設立し、会社評価やシステム評価やサービスレベルなどを踏まえ、合格したものだけが利用できるというような制度変更をしない限り、ガイドラインの準拠は守られないと感じます。また、予報業務許可事業者は1年間隔の免許更新性にすべきと考えます。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 ガイドラインを法的な強制力を伴うものと位置づけることは、規制強化に繋がることから、現状では考えておりません。配信・許可事業者に対してガイドラインに記載されている各項目についての対応状況を公開・説明するよう求めて参ります。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その5）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
有限会社サポート			<p>1. 素案について 今回明示されているのは、緊急地震速報を専用の端末で受信して、その情報をどう展開するのか、についてと解釈したのですが、専用端末で受信するとされる際の基準について商業施設、鉄道などの公共機関では、震度4を基準に、緊急地震速報を受けた後の行動計画や、避難誘導そしてそのための行動基準を定めています。従って最終エンドユーザーが受ける際、一般向け緊急地震速報との乖離から、余計な混乱と波及に直結しないか、検討願いたい。 一般向け：震度5弱以上 高度利用向け：震度3以上 空港施設：震度4以上の場合、滑走路の閉鎖及び点検作業を実施 鉄道：震度4以上で、運転の規制を実施するとともに、避難誘導の行動計画を内規として定めている。 大規模店舗：震度4以上の緊急地震速報を受けた場合、従業員及び各業者は、客を避難誘導するよう規定し、そのための行動計画が既に存在。 大企業：震度4を超える場合、避難誘導することを定める計画を定めている。 訓練においては震度5弱としているが、緊急地震速報を受信した場合は、震度4で行動を起こすよう計画の明文化がある。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、ガイドラインの範疇ではございませんが、今後の緊急地震速報の運用について検討する際に参考させていただきます。</p>
			<p>2. 機械・館内放送に関する設備などの自動制御について 館内放送にあっては、基準を満たせるのか、実設備で実験を行った上で再検討願いたい。今のままでは、設備改修が大がかりになる上に、消防設備との連携が出来ていない状況にある。特に、緊急地震速報に対応できていない、旧来設備を有する建築物に対応できない恐れがある。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは緊急地震速報(業)を適切に利用するために推奨される放送内容を記述していますので、端末利用者の放送設備等の状況によっては、そのままでは対応できない場合があることはご指摘のとおりです。端末利用者においては、緊急地震速報(業)を効果的に利用するため、推奨の放送内容を参考にし、設備を改良いただくか、状況に応じた内容の放送をしていただきたいと思います。</p>
			<p>3. 不特定多数向けの館内放送に用いる場合 - 1. サーバー端末間の冗長化に関してエンドユーザー側で対応できない要素がある。建物の設備改修（大規模になる）が必要となる。特に集合住宅や、既存の建築物で築年が経過している建物は特に問題になる（集合住宅では、改修に関する議決が厳しいため、管理組合で対応できない場合が発生する）。一貫して必要と規定するのであれば、建築基準法や消防法などとの連携が可能か検討願いたい。 - 2. NHKチャイム音の後に「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を2回以上繰り返し放送することを推奨。この素案規定は適用しないで頂きたい。 A. 高度利用向け緊急地震速報を使用して、緊急地震速報の情報を有償で提供されている。同じ、気象庁からと言っても、一般向けとはルートが異なること。専用端末は報じても、一般向けを使うテレビやラジオで報じなかった場合、誤報ではないかと疑念を持たれてしまう。 B. 行動計画が、一般向けと異なり、震度4を基準に行動することを施設運営者が防災計画として規定している。そのことを考えると、一般向けと同じものを適用したとき、一般向け緊急地震速報が出たと誤認されてしまう。 C. 万一、使用するのであれば、根本的な要素である、緊急地震速報の警報基準を一般向けと高度利用向けを統一していただきたい。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 サーバー端末間の回線冗長化については、ガイドラインを参考に、端末利用者の状況に応じて、選択いただくものになりますので、必要時に応じて、配信・許可事業者に問い合わせるなどで対応願います。 また、館内放送についてガイドラインでは、不特定多数向けの館内放送の放送基準については、Aでご指摘の通りの問題が発生しないよう、緊急地震速報(警報)と整合した放送を推奨しています。また、それ以外の館内放送の基準については、Bでご指摘のとおり利用者の環境に合わせていただくことを推奨しております。以上から、原文のままとなります。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その6）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
エヌ・エス・シー株式会社		5章「利用方法と端末・配信のあり方」	ガイドラインでは大きく3分類し、備えるべき機能を定義しております。またその機能が必須と記されている項目があります。一般的にはガイドラインにて説明している通りと思いますが、多くの利用環境が存在するなかで一律必須と判断することはできないと思います。例えば、NC工作機、半導体製造装置・・・と多種多様の装置・設備があり夫々に緊急停止機能など設置状況が異なると考えられます。それらに対して一律定義することはガイドラインでは困難と考えられます。その機能を使うか否かについては利用者自身が機能を理解したうえで利用環境にあった選択をすべきであり、どのような機能があるかをわかりやすく定義(解説)し製品仕様として明記する指導をすることがガイドラインの趣旨に沿っていると思います。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインでは、事業者に求める内容と、端末利用者が施す措置について分けて記述しております。ご指摘の部分については、利用者にとる措置について当てはまるものですので、ガイドラインや配信・許可事業者が公開・説明するガイドラインへの対応状況を参考に、利用者の状況に応じて、選択いただくこととなります。
	P.36	5章「ウイルス対策等」について	ウイルス対策も含めて必要なことは「気象庁(配信サーバ)から端末への配信データが改ざんされることなく、所定時間内に到達する事」と思います。一般的なITにおけるセキュリティ対策としてはその他の機能・対策が必要と思いますが、緊急地震速報の配信に着目した場合には上記のようになります。		ご意見ありがとうございます。 この項目は、サーバーを適切に管理していただくためとして「セキュリティ対策」を記載したもので、一例としてウイルス対策を記載したものです。 配信データが改ざんされることのみならず、偽った緊急地震速報(予報/業)を端末に送られるようなことも防ぐ必要がありますので、対応状況について公開・説明をお願いします。
	P.37	5章「配信・許可業者によるサポート」 1)保守体制 2)端末利用者の利用方法を把握していること	必須項目として記述している部分もありますが、必ずしも使用者が期待していないように思います。 1)保守体制 保守の内容(ガイドラインでは具体的には記述されておられません)にもよりますが、利用者が必要としていない項目、必要としている項目があると思います。必須とするならば、具体的な内容を記述する必要があると思います。例えば気象庁のガイドライン変更等への対処、セキュリティ強化を行うための端末ソフトウェアのバージョンアップ機能が考えられます。 2)端末利用者の利用方法を把握していること 利用者により、機密扱いの事項もあり必ずしも把握できない場合もあります。また、利用者が許可業者に利用方法を通知したくない場合もあります。		ご意見ありがとうございます。 本ガイドラインでは、例えば、保守の具体的な内容など仕様に係る部分については基本的に記載せず、配信・許可事業者から端末利用者に公開・説明いただきたいと思います。 それぞれの項目については、詳細説明の例示を踏まえて、端末利用者自らに対処している内容等を公開・説明していただくようお願いします。 また、この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり、12月1日の訓練報の配信で、配信事業者も許可事業者も端末利用者の利用方法を把握していなかったことで混乱が生じたため、記載することになったものですので、このような混乱を生じさせないよう端末利用者とは十分相談願います。
	P.37	3)サーバー-端末間の通信の互換性について公開すること	配信業者、端末開発業者が事業継続できない場合の措置と思いますが、企業機密に属する部分もあり全て公開できるものではないと思います。通信するためには地震データだけでなく、保守、履歴管理等管理情報のデータも送受信されますが、特にこの部分のデータについては既に使用していることもあり、困難ではないでしょうか。互換性を保障することにより業界全体の効率化も図れるので重要と思いますが、そうであれば具体的な標準化作業(XML化も含めて)を気象庁主導で行うべきだと思います。以上、「5章 利用方法」の一部について記述しましたが、5章においては項目の必須、推奨の記述ではなく利用時(購入時)の考慮事項としての「製品使用」として記述することを必須として頂きたいです。また、3分類については「利用例」として記述して頂くと利用者にとっては大変理解しやすくなると思います。		ご意見ありがとうございます。 互換性の公開については、詳細説明に記しているとおり、細かい技術情報の公開を求めたものではなく、受信端末を購入する端末利用者が配信を受ける配信・許可事業者を選択できるよう、それらの事業者名の公開・説明を求めたものです。よって、公開するだけで不正アクセスにつながるものではないと考えます。また、配信の互換性を標準化することは国である気象庁が主導するのではなく、民間としての業界で行われるべきものと考えていますので、ご理解願います。 3分類の利用例につきましては、分類毎にお示ししていますので、そちらをご覧ください。
	P.31～	6章「措置・機能・能力についての詳細説明」	5章と同様に「説明」であってどのように活用するかは利用者が決めるものであると思います。ガイドラインとしては業者に対して「製品仕様」としてこれら措置・機能・能力を明確にすることを指導して頂きたいです。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインには強制力はありませんので、指導はできません。利用者が安心して緊急地震速報(業)を利用できるよう配信・許可事業者が製品仕様を作成する際に使用していただきたいと思います。
	P.43～	7章「端末・配信に求められる機能・能力の一覧表」	1)3分類した環境に対しての「必須」、「オプション」の記述ではなく販売する製品に機能が含まれるか否かを仕様書に明記すればよいと思います。 2)3分類の全てに必須と記述されているものは、製品を使用する上で必要なものですので、分類に関係なく「装置を販売するためには」必要な項目として記述が必要だと思います。 3)更に詳細に定義する必要がとあります。		ご意見ありがとうございます。 1)ガイドラインの各項目は、製品仕様を作るうえで、必要なものと考えていますので、端末利用者に対して、公開・説明をお願いします。 2)販売にあたっては、配信・許可事業者においてガイドラインへの対応状況について公開・説明いただくことが大切ですが、ガイドラインは、単に受信端末の販売を目的にして作成するものではなく、緊急地震速報(業)が適切に利用されるために作成するものですので、原文のままとします。 3)さらに詳細に定義することについては、民間事業の発展を阻害する要因にもなりますので、ガイドラインを参考に配信・許可事業者等が定めることが適切と考えています。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その7）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
		その他	1) JEITAガイドライン気象庁ガイドラインとの関係をどのように考えたらよいですか。特に重複する部分、重複する部分で整合性がない場合の対処等が開発・販売事業者としてどのように対処すべきか記述していただきたいと思います。また、JEITAガイドラインでは機器についての記述が主と考えますが、気象庁ガイドラインでは「機能・性能」についてのガイドラインと理解しております。この観点から今後もガイドライン作成を進めて頂きたいと思います。		ご意見ありがとうございます。 本ガイドラインと、JEITA の定めるものについては直接的な関係はありません。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その 8）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社チャレンジ(その1)	2	2.目的 緊急地震速報(予報)の配信を行う事業者(以下「配信事業者」という。)や許可事業者には、端末利用者が緊急地震速報(業)を適切に利用できるよう、本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことを求める。	・配信事業者や許可事業者として、本ガイドラインは配信や端末の設計、製造等に関する標準仕様となる可能性であり、CS達成のための最低基準となることが予想されるので「求める 努める」でよいのではないか。 ・ガイドラインの「必須」や「推奨」の項目数は端末利用者のコスト負担に直結し、緊急地震速報の普及に大きく影響するので、必要最小限とすべきと考える。	「～本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことに努める。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインに記述した内容は、気象庁が配信・端末事業者に求めているものです。お示しの修正案では趣旨が変わってしまいますので、原文のままとします。 また、ご指摘のようにガイドラインが端末利用者によって予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に導入利用されるためには、端末・配信の機能・能力について、配信・許可事業者からの詳しい説明が不可欠ですので、ガイドラインに示した機能・能力の項目への対応状況を公開・説明することを求めるよう修正します。それに伴い、これまで「必須」としての内容については、詳細説明に参考として示すこととします。なお、ガイドラインに法的な規制はありません。このことについては、記載します。
	2	3.対象 本ガイドラインの対象とする端末・配信は、緊急地震速報(業)に基づいて報知や制御を行うための端末・配信とする。テレビ、ラジオ、携帯電話の... 広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。	・既に設置済みの緊急地震速報(業)の端末は「対象外」でよい。 ・既製品は利用者の所有物であり、利用者が買換えることに繋がる。 ・既製品は、気象庁の予報業務許可を得ているものが多数あり、後から改変させることは現実的でない。	本ガイドラインの対象とする端末・配信は、緊急地震速報(業)に基づいて報知や制御を行うための端末・配信とする。なお、既に運用状態にある緊急地震速報(業)の端末、および、テレビ、ラジオ、携帯電話の... 広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にいただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思えます。
	10	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	左記理由により、本項目は「必須」を「推奨」に変更する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第 20 条で定められていますので、原文のままとします。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のもと考えて、表現を変えて使用していますので、伝達的手段に関しては、報知と混乱を生じさせないような方法をご検討ください
	10	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御を行ったときはその旨を伝達すること	・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御が行われた」ことは、利用者が選択した結果。 ・「精度が低い緊急地震速報(業)による自動制御」か否かは動作履歴で知ることができる。 ・「その旨を伝達すること」の必要性及び前提条件が不明確であり、利用者の利点も少ない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6 月 11 日に開催された第 1 回部会で示した資料にあるとおり 100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、原文のままとします。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。この「伝達」は、精度の低い情報を使った端末利用者は、そのことを安全確保の後に、素早く確認する必要があることから記載したものですので、なお、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思えます。
	11	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 報知・制御出力条件設定 緊急地震速報(警報)と整合した動作	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	以下は「必須」を「推奨」に変更する。 緊急地震速報(警報)と整合した動作	ご意見ありがとうございます。 この項目は、端末利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないよう、不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者へ公開・説明することを求めるように修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のもと考えて、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思えます

国民からのご意見及び気象庁の見解（その9）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
	11	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送遅延に関し、配信・許可事業者の通信能力が関係する範囲は、気象業務支援センターの出力端から配信サーバーの出力端までが責任範囲であり、配信サーバーと端末間の回線は端末利用者の利用目的と投入可能な通信費で決まり、配信・許可事業者の通信能力には関係しない。 ・専用線は通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証するギャランティ一型、高額な通信費を要し、利用できるのは一部の利用者に限られる。 ・インターネット(閉域接続サービスを含む)は、通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証しないベストエフォート型、用途「A」でも多用される理由は低廉な通信費と実用上の問題が殆ど無い点にある。 ・本ガイドラインで気象庁～端末までの伝送遅延を1秒未満に規定とすると、インターネット利用の端末は厳密な判断では全てガイドライン不適合となり、緊急地震速報普及の大きな妨げとなる。 ・緊急地震速報利用者協議会が、JEITAガイドラインに対し、配信サーバーが送信完了まで500mS以内と要望している。(JEITAガイドラインVer.1.5 平成21年6月)	案1・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満となるように努めること 案2・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから配信サーバーが緊急地震速報を配信完了するまでの時間は500mS未満であること。	ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明するようお願いいたします。 なお、配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータル的な設計をした上で、サーバー-端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
株式会社チャレンジ(その2)	11	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 ・複数のサーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること	・「並列冗長構成の配信サーバー」と「1回線対応の端末」で構成する通信方式を指すなら、対応できる現行端末は殆ど無い。 ・配信サーバーの冗長化は「必須」であり、更に、特定の冗長化方式や通信方式を追加する必要性も、利用者の利点もない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから端末利用者の受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明で記載します。
	12	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末利用者がとる措置 機械等の制御に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	13	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末利用者がとる措置 不特定多数向けの館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー-端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その10）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社チャレンジ(3)	14	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末利用者がとる措置 以外の館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。
	15	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (4)実施すべき試験・訓練 以外の館内放送に用いる場合 端末利用者の管理の下、端末に接続した機械・放送設備の動作試験が行える環境が必要である。	・閾値を超える緊急地震速報を受信したときに、消防指令回線を用いて局内各施設に自動放送するシステムであるため、当該訓練自動放送中は救急指令が停止することとなり、主要業務に重大な支障をきたし、訓練の実施は困難。 ・動作試験も任意とすることが望ましい。	端末利用者の管理の下、端末に接続した機械・放送設備の動作試験が行える環境が必要である。ただし、動作試験が緊急性の高い重要業務に支障をきたす場合は、この限りでない。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のような、緊急性の高い業務で使用しているものほど、本番の際に動作しないなど問題が生じないように、定期的な点検や訓練が必要と考えます。試験・訓練については、業務の支障のない任意の時間に行っていただくことになります。
	18	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	左記理由により、本項目は「必須」を「推奨」に変更する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、原文のままとします。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものでと考えて、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思います。
	18	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御を行ったときはその旨を伝達すること	・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御が行われた」ことは、利用者が選択した結果。 ・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御」を行うか否かは動作履歴で知ることができる。 ・「その旨を伝達すること」の必要性及び前提条件が不明確であり、利用者の利点も少ない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、精度の低い情報を使った端末利用者が、そのことを安全確保の後に、素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思います。
	19	緊急地震速報(警報)と整合した動作	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	以下は「必須」を「推奨」に変更する。緊急地震速報(警報)と整合した動作	ご意見ありがとうございます。 この項目は、端末利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TVや携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないように、不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるように修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものでと考えて、表現を変えて使用していますので、伝達の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、報知との混乱が起こらない方法をご検討ください

国民からのご意見及び気象庁の見解（その11）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社チャレンジ(その4)	19	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 報知・制御出力条件設定 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送遅延に関し、配信・許可事業者の通信能力が関係する範囲は、気象業務支援センターの出力端から配信サーバーの出力端までが責任範囲であり、配信サーバーと端末間の回線は端末利用者の利用目的と投入可能な通信費で決まり、配信・許可事業者の通信能力には関係しない。 ・専用線は通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証するスタンダード型、高額な通信費を要し、利用できるのは一部の利用者に限られる。 ・インターネット(閉域接続サービスを含む)は、通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証しないベストエフォート型、用途「A」でも多用される理由は低廉な通信費と実用上の問題が殆ど無い点にある。 ・本ガイドラインで気象庁～端末までの伝送遅延を1秒未満に規定すると、インターネット利用の端末は厳密な判断では全てガイドライン不適合となり、緊急地震速報普及の大きな妨げとなる。 ・緊急地震速報利用者協議会が、JEITAガイドラインに対し、配信サーバーが送信完了まで500mS以内と要望している。(JEITAガイドラインVer.1.5 平成21年6月)	案1・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満となるように努めること 案2・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから配信サーバーが緊急地震速報を配信完了するまでの時間は500mS未満であること。	ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者へ公開・説明をお願いします。 なお、配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータルの設計をした上で、サーバー-端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
	19	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 ・複数のサーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること	・「並列冗長構成の配信サーバー」と「1回線対応の端末」で構成する通信方式を指すなら、対応できる現行端末は殆ど無い。 ・配信サーバーの冗長化は「必須」であり、更に、特定の冗長化方式や通信方式を追加する必要性も、利用者の利点もない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから端末利用者の受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明で記載します。
	20	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末利用者がとる措置 機械等の制御に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	21	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末利用者がとる措置 不特定多数向けの館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その12）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社チャレンジ(その5)	22	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末利用者がとる措置 以外の館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。
	26	C 端末の報知による人の危険回避 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	左記理由により、本項目は「必須」を「推奨」に変更する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、原文のままとします。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のもと考えて、表現を変えて使用していますので、伝達の手段に関しては、報知と混乱を生じさせないような方法をご検討ください。
	26	C 端末の報知による人の危険回避 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御を行ったときはその旨を伝達すること	・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御が行われた」ことは、利用者が選択した結果である。 ・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御」を行うか否かは動作履歴で知ることができる。 ・「その旨を伝達すること」の必要性及び前提条件が不明確であり、利用者の利点も少ない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、精度の低い情報を使った端末利用者が、そのことを安全確保の後に、素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	27	C 端末の報知による人の危険回避 (2)端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定 緊急地震速報(警報)と整合した動作	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	以下は「必須」を「推奨」に変更する。 緊急地震速報(警報)と整合した動作	ご意見ありがとうございます。 この項目は、端末利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないように、不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるように修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のもと考えて、表現を変えて使用していますので、伝達の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、報知との混乱が起らない方法をご検討ください。
	27	C 端末の報知による人の危険回避 (2)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送遅延に関し、配信・許可事業者の通信能力が関係する範囲は、気象業務支援センターの出力端から配信サーバーの出力端までが責任範囲であり、配信サーバーと端末間の回線は端末利用者の利用目的と投入可能な通信費で決まり、配信・許可事業者の通信能力には関係しない。 ・専用線は通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証するギャランティー型、高額な通信費を要し、利用できるのは一部の利用者に限られる。 ・インターネット(閉域接続サービスを含む)は、通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証しないベストエフォート型、用途「A」でも多用される理由は低廉な通信費と実用上の問題が殆ど無い点にある。 ・本ガイドラインで気象庁～端末までの伝送遅延を1秒未満に規定すると、インターネット利用の端末は厳密な判断では全てガイドライン不適合となり、緊急地震速報普及の大きな妨げとなる。 ・緊急地震速報利用者協議会が、JEITAガイドラインに対し、配信サーバーが送信完了まで500mS以内と要望している。(JEITAガイドラインVer.1.5 平成21年6月)	案1・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満となるように努めること 案2・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから配信サーバーが緊急地震速報を配信完了するまでの時間は500mS未満であること。	ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明をお願いします。 なお、配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータルの設計をした上で、サーバー～端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その13）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社チャレンジ(その6)	28	C 端末の報知による人の危険回避 (3)端末利用者がとる措置 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。 無停電化を推奨。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することが必須。	配信サーバー～端末間の回線は殆どがインターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)が利用されることを前提に「必須」とは言い難い。	「サーバーから端末までの通信回線は常時接続型」とする。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインの記述と、お示しいただいた修正案の記述に違いはないと考えますので、原文のままとします。
	29	C 端末の報知による人の危険回避 (3)端末利用者がとる措置 以外の内容についても端末に報知させる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。 無停電化を推奨。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することが必須。	配信サーバー～端末間の回線は殆どがインターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用されることを前提に「必須」とは言い難い。	「サーバーから端末までの通信回線は常時接続型」とする。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインの記述と、お示しいただいた修正案の記述に違いはないと考えますので、原文のままとします。
	43	7. 端末・配信に求められる機能・能力の一覧表	新たに設備構築する場合、及び設備更新する場合はガイドラインに従うことは可能。しかし、既存設備をガイドラインに合わせることは困難。	「既存の装置は対象外」と注釈に明記する	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にいただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思います。
	47	8. 端末利用者がとる措置の一覧表	新たに設備構築する場合、及び設備更新する場合はガイドラインに沿った措置は可能。しかし、既存設備ではガイドラインに沿った措置は困難な場合がある。	「既存の装置は対象外」と注釈に明記する	同上。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その14）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
			「緊急地震速報」は、技術的・原理的な限界から、誤報や誤差、間に合わない地域もありますが、今後も改善可能であり、現時点で、大きな揺れが来る直前に、広い地域に対してほぼ確実に知らせる事が出来るシステムとしては、非常に有効なシステムである、と評価しています。しかし「緊急地震速報」の利用にあたって利用者は、配信事業者・端末提供事業者・回線提供事業者など、複数の事業者に要する費用が発生し、これら全体の費用負担が軽減されないと、広く導入が進まない現実もあり、このガイドラインの策定により、システム全体の信頼性は向上するが、利用者の負荷が更に増大する、といった状態になる事は、現時点では望ましくないものと思っております。以下のコメントは、このような視点で記しておりますので、宜しくお願いします。		/
		A. 気象庁からのガイドラインの策定に関して	情報の提供元である気象庁から、「緊急地震速報」に関する、基本的な取り扱いや、それらに必要な機能定義を示す意味で、本ガイドラインが気象庁から提示された事は望ましいことと思います。「緊急地震速報」の利活用シーンは、今回の3区分の中でも、さらに利用現場の特性などで、画一化は難しいと思われるので、今回、“推奨”という表現で留められるものと推測していますが、一部誤解を招くと思われる部分がありますので、後記しました。既に一部の業界や団体では、具体的な利活用のガイドラインを策定されていますが、本ガイドラインを受けて、業界や関係機関・団体などで、より具体的な利活用の為のガイドラインが出来るよう、その後も関係部門へ働きかけていただければ助かります。		/
ストラテジー株式会社(その1)	P10、18、26、31、(43)	B. ガイドライン(案)の記述内容について A、B、C の3区分で共通する事項が多いので、内容部分を中心に記載します。 端末・配信に求められる機能・能力の記載部分から サーバーから・・・ 0.2秒以内に最初の報知を・・・ の部分	具体的な数値として、気象庁が0.2 秒という数値を規定されている事に抵抗感を持つ方がいると思いますので、この数値の出展先(例:JEITAのガイドライン Ver.1.5に準拠とか)を記載頂いた方が良いと思いますがいかがでしょうか？		ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから受信端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとします。端末の動作に要する時間としては、この1秒以内の内数として、公開・説明をお願いします。
		P10、18、26、31、(43)	同一の緊急地震速報(予報/業)を複数受信した場合・・・ の部分		ご意見ありがとうございます。 ご指摘の項目は、全く同じ内容の緊急地震速報(予報/業)を複数回受けたときの端末の動作についての記述であり、遅れてきたものを破棄するのが適切と考えていますので、原文のままします。
		P11、19、27、35、(45)	・・・緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること		ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて初めて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから受信端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。 インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えていますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度な回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明をお願いします。
			端末に届くまでの経路の中には、回線事業者が提供する通信回線が含まれており、端末に届くまで1秒以内が必須条件となると、通信事業者が遅延保障できる回線を選ぶ必要があり、利用者が通信事業者に相応の回線使用料を支払う以外に達成は不可能になります。現在利用者には、弊社の特約店を通じ、色々な回線紹介をして頂き、利用者が利用回線を選択する形を取っていますが、利用者からは高額回線では緊急地震速報の導入は出来ない所が多く、比較的安定して安価なインターネット回線(光網)を、緊急地震速報受信専用として新設・利用いただいている場合が多い状況です(社内LAN 利用も帯域確保やトラフィック把握が出来ない企業にはお勧めはしていません)。ログ分析上は、充分1秒未満で端末迄配信できていますが、不定期に寸断なども起こり得るので、当然、保障できるものではありません。秒を争う情報のため、端末迄1秒以内に届けることが必要な事は理解していますが、現在、回線事業者が提供している専用線や遅延保障回線が高額の為、これらしか利用できないとなると、緊急地震速報の普及拡大にも大きなネックになると思われるので、端末利用者がとる措置の部分(P12、13、14、20、21、22)に記載のように、配信サーバと端末間の接続回線には、出来る限り専用線や信頼性の高い回線の使用を勧める事として、この部分の表現を以下に変更など出来ないでしょうか？気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから、緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまでの時間は、1秒未満となるよう、配信システムの遅延解消、および利用者に端末までの接続回線の選択を促すこと。利用者の都合で、やむなく一般のインターネット光回線等を利用する場合は、回線事業者等から回線リスクを利用者に説明し、利用者が納得の上で進めること。		

国民からのご意見及び気象庁の見解（その15）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ストラテジー株式会社(その2)	P11、19、27、36、(45)	複数のサーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること	原案の表現では、一端末に対し、常時、物理的に2回線で配信を行わないといけない様に解釈できますが、これでは費用面の負担が大きくなるので、この解説ページ(P36)の内容から、以下のように表現を変更できないでしょうか？配信サーバのトラブルで、接続端末に緊急地震速報(予報/業)が配信出来なくなった時は、速やかに別の配信サーバから、緊急地震速報(予報/業)の配信が行えること。		ご意見ありがとうございます。 本項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。このため、「気象庁から端末まで、配信をとぎれさせないようにするための対策、とぎれる場合の条件及びとぎれる時間」を公開・説明するよう修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明で記載します。
	P12、20、27、37、(45)	サーバーと端末間の通信の互換性について公開すること	P37,38 の詳細説明の目的からすると、接続端末名や接続サーバーの事業者名だけ公開しても、同一事業者が配信サーバーと接続端末の双方を提供していて、この事業者が事業撤退して会社自体も無くなってしまった場合などは、これだけでは目的は達せられないように思われます。基本的には、事業継続が困難になったり、やむなく撤退する事になった場合で、引き受け先が無い場合などには、気象庁が、サーバーと端末間の接続仕様など、移行に必要な全ての技術資料を、無条件で入手し・無条件で再利用できること、としておかないと、難しいと思われま。事業者にとっては、逼迫した状況に無いのに、これらの仕様を競合会社等に公開する事は、企業独自の技術要素も含まれている可能性があり、許可事業者や、端末や配信システムの開発事業者も、公開はしたくない内容かと思えます。したがって、この部分は、下記のように変更した方が良いと思いますが、いかがでしょうか？緊急地震速報の提供事業者は、自社が提供する配信システムや受信通報端末について、それぞれ接続可能な、受信端末や配信システムについて公表すると共に、双方又は一方の事業撤退などで、引受け先が無く、利用者に多大な被害が発生すると、気象庁が判断し、要求した場合は、無条件で、接続仕様や関連の技術情報を、気象庁に対し提供し、気象庁はこの情報を引き受け先等に公開できるものとする。		ご意見ありがとうございます。 互換性の公開については、詳細説明に記しているとおり、細かい技術情報の公開を求めたものではなく、受信端末を購入する端末利用者が配信を受ける配信事業者を選択できるよう、それらの事業者名の公開・説明を求めたものです。また、配信・許可事業者が撤退した際に、気象庁が引受け先を斡旋することはありません。配信・許可事業者と利用者の間での解決が必要と考えています。
		ガイドラインで求めている事項への対応促進と、関係部門への働きかけ ～「緊急地震速報」の社会システムとしての定着を目指して～	本ガイドラインの策定により、緊急地震速報の提供システムは、各社が一定の基準を保つ努力をしていくことで、利用者が安心して選択できるようになると思われまますが、出来れば、更に一歩踏み出して、減災につながる危機管理情報の一部を提供する気象庁の立場から、内閣府や関係委員会などへ働きかけていただく事を期待しています。具体的には、 1. 通常のインターネットシステムではなく、安定した品質で安価に使える危機管理情報伝達の為、最適な通信インフラの整備検討・実施への働きかけ(放送・無線系と有線系の双方) 2. 各種業界や特定業務向けの利活用ガイドラインの整備・拡充の推進と公表 3. その先の社会システムとしての拡大・定着化 一方で、精度向上などの技術面の改善や、有効な地震計の増設なども重要ですが、政策しだいで、伝達網としては、もっと安価で最適なものが創れそうで、総務省などとの連携も必要かと思えますが、検討機会などを設けてもらえればと思っています。2. は「緊急地震速報利用者協議会」のテーマかも知れませんが、促進をお願いします。		ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は、ガイドラインの範疇ではございませんが、今後の緊急地震速報の運用を検討する上での参考させていただきます。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その16）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
大成建設(株) 技術センター(その1)			平成22年9月13日に公開された「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)」についての意見を送付させて頂きます。ガイドライン(案)に示されている受信端末の機能及び配信能力の多くが必須事項とされていますが、これらの必須事項を満たす端末を整備するためには多大な開発費用が必要となり、許可事業者への負担が大幅に増大することになります。また、この端末を利用者に提供するには相当高額となること、端末利用者へ求められる必須事項も多いため利用者の費用負担もこれまでに比べ大幅に増加します。このため、本ガイドライン(案)を遵守していないと緊急地震速報の利用が認められないとした場合、緊急地震速報の利用を中止せざるおえなくなる可能性が高くなります。本ガイドライン(案)が端末・配信に関して必須として求めている機能・能力は、許可事業者や利用者への努力目標(推奨)とし、この要求事項を満足する端末・満足しない端末を明示することが望ましいと考えます。どの端末を利用するかは利用方法や予算に応じて利用者の責任のもと選択することが可能な環境を整備することが重要であると考えます。ガイドライン(案)の各項目に対する詳細な意見は、併せてお送りする資料(ガイドライン案に対する意見.pdf)に記載しております。		ご意見ありがとうございます。 「必須、推奨」という文言については削除します。 ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインに沿って端末の設計・製造、配信を行うよう求めています。また、ガイドラインに示した項目について、端末利用者によく説明するとともに公開していただくことを求めています。これにより端末利用者が適切な選択を行うことができると考えています。
	P.1	1. 背景 この理由の一つとしては、…十分行っていないことが考えられる。中には、…利用方法にそぐわない端末や配信を用いている例が見られている。	ガイドライン策定の背景となっていることからは、端末そのものに起因するものではなく、利用者側の機器選定や使い方(訓練を含む)の問題であると考えられる。緊急地震速報の適切な利用には、適切な端末と適切な利用の仕方の両方が必要である。本ガイドラインが端末・配信に「必須」として求めている機能・能力の中には、利用者側が適正な使い方をすれば問題ないと考えられる項目や、利用者が利用料金との兼ね合いで取捨選択してもよいと考えられる項目が多々ある。「必須」は必要最小限の項目にし、多くは「推奨」とすべきである。		同上。
	P.2	2. 目的 …本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことを求める。	・ガイドラインが法的な規制力を持つ場合には、必須事項の要求性能が高いため、これらを満たす端末を整備するために多大な開発費用が必要となる。また、その開発した端末および配信システムを提供する価格は、相当高額になるのは必ずである。このため、事業者によっては緊急地震速報の利活用を中止する可能性も考えられるし、利用者も増えない。これは、緊急地震速報の普及に対して大きな阻害要因となる。 ・ガイドライン(案)に記載の必須事項は許可事業者への努力目標とし、(案)に記載の項目を満たすように「努める」とするのが適切である。 ・ガイドラインに示される性能を満たす端末、これを満たさない端末を選ぶのは利用者責任とするべきである。したがって、ガイドラインを満たす端末であることが利用者に分かるように、認証番号適合マークのような認証を気象庁が許可事業者に交付する等の方法が適切ではないかと考える。 ・端末がもつ機能・能力には、その価格と連動した多様性(いわゆる“松竹梅”)があってもいいのではないかと。利用者は、そのいくつかある端末の選択肢の中から、投入できるコストと端末の機能・能力とを見比べて、自らの利用に最も適した端末を選定するのが普通であろう。本ガイドラインで「必須」とする項目は、最低限に絞り込むべきである。		同上。
	P.2	2. 目的 なお、今後、…変更が生じた場合は、本ガイドラインの改訂を行う。	本ガイドラインが強制力をもつものであるとすると、その改訂のたびに端末に求められる機能・能力等の変更への対応が、許可事業者に強制されることになる。許可事業者側へ多大な負担を強いる。		同上。
	P.2	3. 対象 …テレビ、ラジオ、携帯端末…広く一般に知らせる装置について、本ガイドラインの対象外とする。	既に運用を開始している端末(緊急地震速報に基づいて報知や制御を行う端末)についても、ガイドラインに示されている要求性能を満たす必要があるとするならば、許可事業者およびこれを利用している事業者に大きな負担を強いることになる。既に運用を開始している端末については対象外とすることが望ましい。No.1にも記載しているが、ガイドラインに示される性能を満たす端末、これを満たさない端末を選ぶのは利用者責任である。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記述します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にいただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、既存の端末のガイドラインへの対応状況を、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思っております。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その17）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
大成建設(株) 技術センター(その2)	P.10,18,2 6,31	端末基礎機能A,B,C共通 サーバとの接続監視,通信障害の検知を行うこと	端末からサーバに対して接続監視を行うことを必須としているが,接点出力装置のようにサーバへアクセスできないような機器も存在する。このような機器に対しては,サーバから端末に対して接続監視を行うシステム設計を行うと考えられる。したがって,ガイドラインにあるように「端末で常にサーバとの接続を監視する」と方法を限定する必要はないと考えられる。		ご意見ありがとうございます。 ご意見の中の「端末」は本ガイドラインにおいては、「端末が制御する機械」と定義しておりますので,この項目には当てはまりません。
	P.10,18,2 6,31	端末基礎機能A,B,C共通 サーバから緊急地震速報(予報/業)を受信してから0.2秒以内に最初の報知を開始または制御信号を送出すること	サーバのスペックについては,端末利用者の用途と予算に応じて決定するものであり,推奨が望ましいと考える。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)を迅速に端末利用者に伝える必要があるという観点から,電子制御を行う上での時間の目安として,0.2秒という数値を記載しておりましたが,要する時間を端末利用者に公開・説明する旨の項目に修正します。ただし,緊急地震速報(業)は迅速に端末利用者に提供される必要があるから,気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから平均で1秒以内に端末が報知・制御等を始めることが必要と考えています。
	P.10,18,2 6,31	端末基礎機能A,B,C共通 不正な緊急地震速報で動作しないこと	例えば,過去の緊急地震速報や情報が欠損した緊急地震速報を配信するような誤作動は配信事業者に要求される事項であり,端末側に求められる性能ではないと考える。		ご意見ありがとうございます。 配信事業者が対処を行うのはもちろんですが,端末に至る配信の途中において,障害等で不正な電文になってしまう可能性はあります。よって,端末においても対応が必要と考えています。
	P.10,18,2 6,31	端末基礎機能A,B,C共通 自己診断機能を有すること	接点出力装置のようにサーバへアクセスできないような機器も存在する。このような機器に対しては,サーバから端末に対して接続監視を行うシステム設計を行うと考えられる。したがって,ガイドラインにあるように自己診断機能の方法を限定する必要はないと考える。		ご意見ありがとうございます。 ご意見の中の「端末」は本ガイドラインにおいては、「端末が制御する機械」と定義しておりますので,この項目には当てはまりません。
	P.10,18,2 6,32	端末基礎機能A,B,C共通 …緊急地震速報(警報)が発表されている場合,その旨を伝達すること	・端末で機器制御をする場合は,警報対象地域であるかどうかを知ることは必須ではないと考えられる。 ・端末への報知の閾値は震度3程度に設定するケースが多いと考えられることから,気象庁による警報を見逃す可能性は低いと思われる。したがって,警報を配信することを必須とする必要性はあまりないと考えられる		ご意見ありがとうございます。 この項目については,詳細説明にも記しましたとおり,気象業務法第20条で定められていますので,必要な項目です。
	P.10,18,2 6,32	端末基礎機能A,B,C共通 精度が低い緊急地震速報で自動制御を行った場合には,その旨を通知すること	・精度の低い情報で制御・報知をするかは端末利用者責任で設定する事項であると考えられる。したがって,その旨を伝達することに大きな利点はないと考えられる。 ・詳細説明に「即時に」とあるが,即時に本情報を伝達する必要性が不明確であり,逆に混乱を招く可能性があると考えられる		ご意見ありがとうございます。 この項目については,6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際,実際に混乱がみられたことから,その対策として記載することになったものですので,必要な項目と考えています。 この「伝達」については,一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり,精度の低い情報を使った端末利用者が,そのことを安全確保の後に,素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については,例えば,ランプを点滅させるなど,「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	P.11,19,2 6,33	地震動予報機能A,B,C共通 不正な緊急地震速報で動作しないこと	例えば,過去の緊急地震速報や情報が欠損した緊急地震速報を配信するような誤作動は配信事業者に要求される事項であり,端末側に求められる性能ではないと考える。		ご意見ありがとうございます。 配信事業者が対処を行うのはもちろんですが,端末に至る配信の途中において,障害等で不正な電文になってしまう可能性はあります。よって,端末においても対応が必要と考えています。
	P.11,19,2 7,33	報知・制御出力条件設定A,B,C共通 緊急地震速報(警報)と整合した動作	端末への報知の閾値は震度3程度に設定するケースが多いと考えられることから,気象庁による警報を見逃す可能性は低いと思われる。したがって,「警報」情報を報知することを必須とする必要性は低いと考えられる。		ご意見ありがとうございます。 この項目は,詳細説明に示しましたとおり,TV や携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないように,不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨しています。
	P.11,19,2 7,35	配信・許可事業者の能力A,B,C共通 配信・許可事業者の通信能力 気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送速度については配信事業者サーバからの出力までの性能に大きく依存すること,配信サーバから端末間は通信会社から提供される回線の性能に依存する。専用回線とすることで配信サーバから端末間の伝送性能を確保することも考えられるが,インターネット回線と比べるとコストが高くなるため利用者への負担が大きくなり,一部の利用者が利用できるのに限られる。これにより,インターネット回線の利用者の多くがガイドラインに不適合となる可能性がある。したがって,通信能力については,速やかに伝送を行えるように努めるとするのが適切であると考えられる。 ・例えば,端末を全国に展開している場合,インターネット回線以外の選択肢はなく,これらを専用回線とするのは莫大なコストがかかり現実的ではない。 ・配信先が多い場合,端末に届くまでの時間は,ネットワークの構成やその時点で		ご意見ありがとうございます。 この項目は,緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので,気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等開始するまでの時間に関しては,平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また,インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ,この条件は満たされると考えられますので,インターネット回線を否定するものではありません。ただし,インターネット回線については,一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので,リスク等については,端末利用者に公開・説明するようお願いいたします。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その18）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
			の使用状況に依存する。		
	P.11,19,2 7,36	配信・許可事業者の能力A,B,C共通 ：配信・許可事業者の通信能力 気象業務支援センターから配信・許可事業者のサーバまでの物理的通信回線が信頼性の高い回線で冗長化されていること	専用回線はインターネット回線に比べ初期費用もランニングコストも高くなるため、これを利用できる利用者は限られる。また、冗長化を図るために専用線を複数回線敷設することも利用者の負担増となる。したがって、必須事項となる場合には緊急地震速報を利用できない利用者が大多数となる可能性が大きいと考えられる。どのような回線を利用するのか、回線が途絶えた場合にどのような措置を講じるのかは利用者責任の事項とすべきと考えられる。		ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、気象業務支援センターと配信・許可事業者の間の接続がとぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、この項目は、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、信頼性の高い回線による冗長化はその手段の一つであることから、例示として、詳細説明に記載します。
	P.11,19,3 6	配信・許可事業者の能力A,B共通 ：配信・許可事業者の通信能力 複数のサーバから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること	・現行の端末で本項目を満足するものはほとんどない ・複数のサーバを設置することは利用者への負担増となる。また、これに伴うソフトウェアの修正も必要となり、利用者への負担増となる。物理回線の冗長化と併せて利用者への負担が大きくなり、緊急地震速報を利用できない利用者が大多数となる可能性が高い。サーバの冗長化は努力項目とし、利用者責任とすることが適切であると考ええる。		ご意見ありがとうございます。 ご意見の中の「サーバー」は本ガイドラインにおいては、「端末」と定義しておりますので、この項目には当てはまりません。
	P.11,19,2 7,36	配信・許可事業者の能力A,B,C共通 ：サーバ機能 不正な緊急地震速報で動作しないこと	例えば、過去の緊急地震速報や情報が欠損した緊急地震速報を配信するような誤作動は配信事業者に要求される事項であり、許可事業者(端末側)に求められる性能ではないと考える。		ご意見ありがとうございます。 配信事業者が対処を行うのはもちろんですが、端末に至る配信の途中において、障害等で不正な電文に変わってしまう可能性はあります。よって、端末においても対応が必要と考えています。
	P.12,20,2 7,37	配信・許可事業者の能力A,B,C共通 ：サーバ機能 冗長化されていること	複数のサーバを設置することは利用者への負担増となり、緊急地震速報を利用できない利用者が大多数となる可能性が高い。サーバの冗長化は努力項目とし、利用者責任とすることが適切であると考ええる。		ご意見ありがとうございます。 ご意見の中の「サーバー」は本ガイドラインにおいては、「端末」と定義しておりますので、この項目には当てはまりません。
	P.12,20,3 8	端末利用者がとる措置A,B共通 ：端末や通信回線等に対してとる措置(機器等の制御に用いる場合)耐震固定、無停電化は必須	端末利用者が用途と予算に応じて決定する項目であり、必須よりも推奨が望ましいと考える。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として、耐震固定や無停電化は、必要としているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	P.12,20,2 8,29,38	端末利用者がとる措置A,B共通、Cも一部共通 ：端末や通信回線等に対してとる措置(機器等の制御に用いる場合)サーバから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須	常時接続性が完全に担保されていないインターネット回線を利用している場合には、不適合となる場合が多くなると考えられる。回線が確保されていない場所で無線を利用している場合にも、不適合となる場合が多くなると考えられる。どのような回線でサーバ・端末間の通信を行うかは利用者責任で選択可能とすべきと考える。常時接続ができる回線の使用は推奨とすべきと考える。		ご意見ありがとうございます。 インターネット回線については、一般的に切断や遅延が比較的起こりやすい回線ですが、常時接続できる回線として扱いますので、原文のままとします。
	P.13,21,3 8	端末利用者がとる措置A,B共通 ：端末や通信回線等に対してとる措置(不特定多数向けの館内放送に用いる場合)耐震固定、無停電化は必須	端末利用者が用途と予算に応じて決定する項目であり、必須よりも推奨が望ましいと考える。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として、気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	P.13,21,3 8	端末利用者がとる措置A,B共通 ：端末や通信回線等に対してとる措置(不特定多数向けの館内放送に用いる場合)サーバから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須	常時接続性が完全に担保されていないインターネット回線を利用している場合には、不適合となる場合が多くなると考えられる。回線が確保されていない場所で無線を利用している場合にも、不適合となる場合が多くなると考えられる。どのような回線でサーバ・端末間の通信を行うかは利用者責任で選択可能とすべきと考える。常時接続ができる回線の使用は推奨とすべきと考える。		ご意見ありがとうございます。 インターネット回線については、一般的に切断や遅延が比較的起こりやすい回線ですが、常時接続できる回線として扱いますので、原文のままとします。
	P.14,22,3 8	端末利用者がとる措置A,B共通 ：端末や通信回線等に対してとる措置(以外の館内放送に用いる場合)耐震固定、無停電化は必須	端末利用者が用途と予算に応じて決定する項目であり、必須よりも推奨が望ましいと考える。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として、気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	P.14,22,3 8	端末利用者がとる措置A,B共通 ：端末や通信回線等に対してとる措置(以外の館内放送に用いる場合)サーバから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須	常時接続性が完全に担保されていないインターネット回線を利用している場合には、不適合となる場合が多くなると考えられる。回線が確保されていない場所で無線を利用している場合にも、不適合となる場合が多くなると考えられる。どのような回線でサーバ・端末間の通信を行うかは利用者責任で選択可能とすべきと考える。常時接続ができる回線の使用は推奨とすべきと考える。		ご意見ありがとうございます。 インターネット回線については、一般的に切断や遅延が比較的起こりやすい回線ですが、常時接続できる回線として扱いますので、原文のままとします。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その19）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
イツ・コミュニケーションズ株式会社	P.31～ P.38	「端末基礎機能」「端末利用者がとる措置」の各項目について。	A、B、Cの提供形態共に、端末や回線に対する堅牢化(冗長化、無停電化、回線種類、サーバーとの接続監視)に関する項目は、利用者の予算、目的により選択されるものであり、ここで「必須」と定義されるべきでは無いと考えます。利用者の選択肢を多く取り、費用負担はより小さくする。緊急地震速報普及の観点から「必須」とされている内容に関しては全て、内容を再検討いただくか「推奨」としていただきたく、ご検討をお願いいたします。		ご意見ありがとうございます。 「端末基礎機能」の各項目については、は端末利用者が適切に端末を選択したり、緊急地震速報(業)を利用できるために、許可事業者が自社の端末の対応状況を公開・説明する項目に修正します。 また、端末利用者が施す措置は、気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
		「必須」「推奨」とする各項目の考え方について。	各項目に関して、利用者により選択できる条件を固めてしまうのでは無く、「停電でも動作する」か、どうかは利用者の選択として、例えば「停電で誤動作を起こしてしまう」等、利用者の緊急地震速報に対する信頼を低下させてしまう製品の開発が行われないためのガイドラインを検討すべきではないでしょうか。		ご意見ありがとうございます。 利用者のとる措置の項目については、ガイドラインを参考に端末利用者を選択いただくことになるのは、ご指摘の通りです。また、このガイドラインでは、特に、緊急地震速報(業)を適切に利用するために必要な項目を記述したものです。停電で誤動作するというのは、機器として、それ以前の問題ですので、記述の必要はないと思います。
	P.38	配信・許可事業者の能力にある「本ガイドラインへの対応状況について端末利用者に説明するとともに公開すること」について。	この項目の詳細説明において、「適切な代替措置が用意されていれば、緊急地震速報(業)を利用できる。」とありますが、これに対応できなければ「緊急地震速報(業)を利用出来ない」と解釈される恐れがあると考えます。当社では既にAとCの形態で一部ガイドライン(案)に沿わない仕様のシステムで多くの利用者へ安価にサービスを提供していますが、本項による影響は大きいと考えています。本ガイドラインへの対応か否か、その選択は利用者の任意であるとの理解の上、誤解を招く可能性のある本項の削除をご検討ください。		ご意見ありがとうございます。 配信・許可事業者に求めることが、各項目への対応状況を公開・説明することに修正しましたので、この項目は削除になります。 なお、ご指摘の通り、誤解を招く表現でしたが、上述のとおり削除されています。
	P.32	端末基本機能にある「端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達する事」について。	端末を設置して利用する前提として緊急地震速報(業)を伝える目的がある中で、重ねて緊急地震速報(警報)を伝える必要性が理解できておりません。重ねて伝える事で逆に混乱を生じる可能性があるのではないのでしょうか。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、必要な項目です。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものと考えて、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思います。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その20）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
個人2	P.10～11	<p>(2)利用者がとるべき措置 利用者には、緊急地震速報(業)を確実に利用できるよう、配信・許可事業者と相談のうえ、端末や通信設備等に対して以下の対策をとることを必須とする。</p> <p>耐震固定等地震の揺れへの対策 無停電化これらに加え、以下の対策をとることを推奨する。</p> <p>端末の冗長化 サーバ-端末間の物理回線の冗長化また、集客施設等で自動館内放送を行う場合は、以下を推奨する。</p> <p>緊急地震速報(警報)と整合した放送とすること 具体的な放送の文言は、NHKチャイム音2回の後に、「地震です。落ち着いて身を守ってください。(2回繰り返す)」を使用すること</p> <p>予想した猶予時間や震度に関する端末の報知を伝える場合は、「まもなく強い揺れがきます」等の表現を使用すること</p> <p>館内放送した場合、集客施設の周辺で実際に観測された揺れについて館内放送等で知らせること</p> <p>(3)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末は安定的に動作する必要がある。必須の機能は以下のとおりとする。</p> <p>サーバ-との接続監視、通信障害の検知を行うこと サーバ-から緊急地震速報(予報/業)を受信してから 0.2 秒以内に最初の報知を開始または制御信号を送出すること</p> <p>不正な緊急地震速報(予報/業)を受信した場合は動作しないこと 動作履歴を保存すること</p> <p>耐震固定等地震の揺れへの対策が可能なこと 自己診断機能を有すること 外部出力機能を有すること テスト報により外部出力動作の試験ができること</p> <p>放送設備の自動制御に用いる場合は、訓練支援機能を有すること 上記に加え推奨される機能:端末単独で外部出力動作の試験ができること</p>	<p>サービスに対するガイドラインとしては規制の項目が枝葉末節まで多く記述されている。本来、サービスを行う民間で自主規制のガイドラインを策定すべきで、気象庁がサービス内容にまで口を出すべきではない。特に気になるのは、以下の利用者がとるべき措置等で、端末の冗長化、無停電電源の設置等の記述があるが、個人の零細事業者で緊急地震速報を受信したい人にとっては過剰設備である。そもそも、官僚には過剰かどうかという判断の際には安全側に傾き過ぎた。今回の内容も原則過剰な内容であり大反対だ。例えば、民間からPC1台、機械1台でサービスを受けている様な人はUPSやバックアップ機を買ってもっと負担しなさい、という内容である。普及が第一でもっとつかってもらうことに意義があり、導入の壁を高くしてどうするのか。また「サーバ-から緊急地震速報(予報/業)を受信してから 0.2 秒以内に最初の報知を開始」といったガイドラインはそもそもクラウド全盛の時代に馬鹿げている。誰が途中経路の通信の責任をもつのか、そもそも全時代的な発送でおそらく起草した人は専用システムのなものの発想しかできない前時代的な人の策と思われる。書いている内容に将来を見渡した、夢が広がるビジョンが無い。もっと、最新の技術を見て、むしろ、場合によっては遅い報知になる可能性もあるが、多くの場合は人が目に触れて助かる可能性を極大にするような、ブラウザのプラグインソフトがでてくるような、そういった方向にもっていくべきだ。こういったガイドラインを出す背景を知らないが、過剰設備をうたうガイドラインは、一般論として、規制を作って気象庁が一部の緊急地震速報のハードウェア団体に利益をもたらそうとしているようにしか見えない。ガイドラインという名もとの暗黙的な規制が日本を悪くしている。自由な発想をつぶす。絶対にやめるべきだ。どうしても実施したいのであれば、業界の自主規制にすべきだ。これからの日本ではサービス内容を官が規制してはいけないのだ。世の中の趨勢の見えない気象庁は日本の世界の笑いや者になるよ。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ガイドラインは、緊急地震速報(業)が適切に利用されるために、今後、配信・許可事業者が配信したり、端末を設計、製造したりする際に必要な項目についてまとめものであり、規制を目的としたものではありません。また、緊急地震速報(業)を端末利用者に提供している配信・許可事業者の意見も十分取り入れつつ作成しています。</p> <p>緊急地震速報(業)は、端末利用者まで迅速に提供されて初めて有効となるもので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから受信端末が動作を開始するまでは平均で1秒以内と、具体的な目安の数値を記載することとしています。その具体的な実現手段についてはガイドラインで指定はいたしません。利用者に対して公開・説明を求めよう、記すことといたします。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その21）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)ウエザーニューズ グローバル地象センター			<p>・緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。本ガイドライン(案)は、緊急地震速報の想定外の利用も広く視野に入れた用途も促せるよう、特に配信事業者向けにはより柔軟な内容とされることを求めます。</p> <p>緊急地震速報における本来の目的は、地震災害から少しでも多くの国民の生命と財産を守ることです。このガイドライン案は、非常に瑣末な事項についても細かく規定しており、国民に広く行き渡るには逆効果であると思われる。特にガイドライン(案)にある『必須』は規制へと繋がりがねません。</p> <p>具体例としては、品質確保は許可事業者のみならず、配信事業者としても当然のことであり各自で行うべきことです。本ガイドライン案のようにネットワークの冗長化や情報の配信までに要する処理時間などにまで規定することは幅広い用途への利用の妨げになり、利用者の減少や普及の妨げに繋がると考えられます。また、ガイドライン案では館内放送の表現についても触れています。表現を一様に定めることは利用する業界の課題であり、そうした業界からの意見を反映することで、より使いやすい緊急地震速報にすることが本来行うべきことと考えます。</p> <p>今後も広く普及して利用されるための提案としては利用方法Aは許可事業者からの受信端末を利用するなど品質の担保をしっかりと定めつつ、利用方法BやCは、想定外の幅広い用途を促すためにも情報処理仕様例の公開や各事業者の品質担保に向けた事例を一覧できるようにすることで、担保すべき品質については体系づけられると思われます。</p> <p>是非、利用方法BやCを取り扱う配信事業者向けには、地震情報の利用に新たな可能性を広げるためにも、ガイドライン(案)はより柔軟な内容とすることを求めます。具体的には、利用方法BやCにおいて、『必須』としている項目については、『努める』などの目標的表現に変更する。</p> <p>次に、端末の無停電化や、回線の冗長化など推奨されている項目に関しても、これは、配信事業者と利用者間で仕様を決定することであり、ガイドラインからの削除を求めます。</p> <p>また、ガイドラインの名称も『緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン』から『緊急地震速報の設備の目安』への変更を求めます。</p> <p>なお、本ガイドラインにおいてテレビ、ラジオ、携帯電話等を不特定多数を対象とした位置づけとされておりますが、現在テレビですらデジタル化により個人を特定した情報提供が可能となっており、まして携帯電話はキャリアと個人との契約で成り立つインフラであり、緊急地震速報の利用もユーザーの選択で利用できる様になっています。よって表現は不適切であり、せめて携帯電話は不特定多数と扱うのではなく、特定として取り扱うべきと考えます。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ガイドラインは法的な規制ではありません。ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインに沿って端末の設計・製造、配信を行うとともに、ガイドラインへの対応状況を公開・説明するよう求めています。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その 22）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
個人3(その1)		0. 考え方	個人としての意見を記述させていただきます。 そもそも、受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン(案)の内容に反対です。反対のポイントを以下に記述します。 記述されたガイドラインの発想は「箱もの」中心のハードウェア時代の記述であり、時代おくれなものに感じてなりません。安全のために複数のサーバからの配信やバックアップ電源の話など過剰設備コストをかける方向で記述されており、民間で感じる肌感覚と随分かけ離れていて、過剰な内容になっています。いったい、一カ所あたりいくらかの導入を想定しているのでしょうか。緊急地震速報は資金潤沢な企業のためのものなのですか？緊急地震速報を普及させるには間違いなくコストをさげることです。非常に高スペックな緊急地震速報にはガイドラインの対象かもしれませぬ。一方、たとえ安全に寄与する緊急地震速報でも、例えば屋外の作業時に手軽なコストで、だけど回線が細くて若干遅れることがあるといった使用方法も許容すべきで、もっともっと使ってもらう事が今気象庁の実施すべきことと感じます。また、上記の偏ったと感じられる内容のガイドラインを推奨されるのは良いと思いますが、「必須」などと考え方を押し付けてることはあってはならない。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは法的な規制ではありません。ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインを参考に端末の設計・製造、配信を行うとともに、端末利用者にガイドラインへの対応状況を公開・説明するよう求めています。
		1. 「名称」	「緊急地震速報を適切に利用するために必要な 受信端末の機能及び配信能力に関する ガイドライン」 具体的な網をかけたという暗黙的規制前提のガイドラインを感じます。「緊急地震速報の設備の目安」ぐらいが良い。変更を求める		ご意見ありがとうございます。 本ガイドラインの名称につきましてはその目的が明確になるよう定めたものです。また、ガイドラインは法的な規制ではありません。
	P.15	2. 必要という文言の撤廃 (4)実施すべき試験・訓練 実際の緊急地震速報(業)発表時に確実に自動制御が行われるよう、端末利用者の管理の下、端末に接続した機械・放送設備の動作試験が行える環境が必要である。試験には、1端末が持つ試験機能を使って行う試験と、2テスト報を端末が受けて行う試験がある。1を行うためには、端末単独で動作試験としての制御を行える必要がある。2を行うためには、配信・許可事業者が、端末利用者の求めに応じてテスト報を配信できる能力が必要である。	そもそもガイドラインなので、推奨は良いが、必須、必要という文言は規制につながるため反対。文章中にある必要という文言は「あった方がよい。」、「あるべき」と文言を変更。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは法的な規制を伴うものではありません。このことについては、ガイドラインに明記します。ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインを参考に端末の設計・製造、配信を行うとともに、端末利用者にガイドラインへの対応状況を公開・説明するよう求めています。
	P.18	3. 「求められる能力」という表現 B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力	ガイドラインに必要な能力を定義してはいけない。断定につながる。実際はケースバイケース。「持つ事が望ましい能力」と推定の表現に変更を求める。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは法的な規制ではありません。このことについては、ガイドラインに明記します。ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインを参考に端末の設計・製造、配信を行うとともに、端末利用者にガイドラインへの対応状況を公開・説明するよう求めています。
	P.35～36	4. 過剰な設備要求の撤廃 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること ・気象業務支援センターから配信・許可事業者のサーバまでの物理通信回線が信頼性の高い回線で冗長化されていること ・複数のサーバから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること ・セキュリティ対策(なりすまし防止等)がされていること ・上記に加え推奨される機能:サーバから端末までの物理通信回線の冗長化に対応可能なこと	文章中にいくつも過剰と思われる設備要求項目があり、個人事業者への普及などの目的に沿って、緊急地震速報の導入の閾を低くするためにも撤廃を求める。具体的には、複数のサーバから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること 等である。必ず届くという仕掛けにすればするほど、コストが高くなり普及の間口が狭くなる。複数のサーバから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信することも推奨にすることを求める。緊急地震速報が端末に届くまでに1秒未満などという規制をかけてしまうと、通信速度の遅い屋外での配信等でコストがかかるなど、利用条件に制限が加わる。「緊急地震速報が端末に届くまでに1秒未満であることが望ましい」という表現に変更をもとめる。また、「複数サーバから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること」も過剰設備であり、撤廃を求める。		ご意見ありがとうございます。 複数サーバからの同時配信の項目の意図は、サーバから受信端末までの接続が、サーバの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。複数サーバからの配信は、その手段の一つであることから、この項目は適切とはいえませんでした。このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 また、緊急地震速報(業)は、端末利用者まで迅速に提供されて初めて有効となるものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから受信端末が動作を開始するまでは平均で 1 秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。対応状況について端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思います。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その23）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
個人3(その2)	P35.	4配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること緊急地震速報(業)は迅速に端末利用者に伝える必要がある ので、気象庁が緊急地震速報(予報)発表してから端末が緊急地震速報(予報/業)を受け取るまでに要する時間は1秒未満でなければならない			同上。
	P36.	複数サーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること			同上。
	P.43	6. 「必須」表現の撤廃 7. 端末・配信に求められる機能・能力の一覧表	7. 端末・配信に求められる機能・能力の一覧表の「必須」については、規制につながることから反対。すべて、「推奨」への変更を求める。また、受信してから0.2秒以内という0.2秒という数字の根拠が不明である。項目の削除を求める。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは法的な規制ではありません。このことについては、ガイドラインに明記します。ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインを参考に端末の設計・製造、配信を行うとともに、端末利用者にガイドラインへの対応状況を公開・説明するよう求めています。
	P.23	7. 訓練 (4)実施すべき試験・訓練 実際の緊急地震速報(業)発表時に確実に自動制御が行われるよう、端末利用者の管理の下、端末に接続した機械・放送設備の動作試験が行える環境が必要である。 試験には、 1. 端末が持つ試験機能を使って行う試験と、2. テスト報を端末が受けて行う試験がある。 1を行うためには、端末単独で動作試験としての制御を行える必要がある。2を行うためには、配信・許可事業者が、端末利用者の求めに応じてテスト報を配信できる能力が必要である。なお、緊急地震速報(業)を見聞きした場合の危険回避の行動を練習するために、気象庁が定期的(1年に1回程度)に訓練報を配信している。これに合わせて、2の試験を実施することもできるが、そのためには、配信・許可事業者が訓練報を配信できる仕組みを有すること及び訓練実施の連絡が配信・許可事業者から端末利用者に対して直接伝達のうえ、訓練参加の意思等の確認がなされることが必要である。また、これらとは別に、集客施設等において緊急地震速報(業)の館内放送を行っている場合には、館内放送を用いた不特定多数の参加による危険回避訓練を行う必要がある。	訓練の実施はのぞましいが、必要という表現は強すぎる。「最大限の効果を出すために、実施すべき」という表現への変更を求める。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)は提供されてから、強い揺れの到達までにはわずかしがなく、有効に利用するためには訓練が必要であることは、ご指摘のとおりです。「実施が必要」も「実施すべき」も同じ趣旨と考えますので、原文のままとします。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その24）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
シンクレーヤ株式会社 ブロードバンド技術部			気象庁様が主管される地震速報を適切に利用するためのガイドライン(案)に対し要望を提出させていただきます。弊社はケーブルテレビ網を利用し緊急地震速報を地域住民へ同報配信する告知放送システムを開発・生産しており、運営事業者様が緊急地震速報システム導入に際し検討すべき事項が網羅される本ガイドラインが検討発行されることを強く望みます。また、導入システムに要求される機能・能力を明確化することにより緊急地震速報が正しく、広く国民に理解され、普及し、減災のお役に立てれば幸いと思い検討部会様の活動に賛同いたします。		/
	P27-L33	端末毎に個別配信可能なこと	P36文末以降に詳細補足説明があり、連絡するなどの手段で接続確認、個別配信の確認が取れば同等とみなすよう明記していただいておりますが、放送型、もしくは特定のグループ群を指定しての配信形態においては非現実的であるように思われます。サービスの確実性を求める事項と思われませんが、遅延無く多数に同報配信できる放送型のメリットもあるため、通信型システムと放送型システムへの要求レベルは分けて考えていただくことはできないでしょうか。弊社システムは端末の設置台数に制限が無く同一エリア内に数万台設置されても輻輳の遅延無く同報配信できる放送型システムであるため広域での減災に貢献できると考えます。		ご意見ありがとうございます。 ご指摘の詳細説明に記しました「連絡するなどの手段で接続確認、個別配信の確認が取れば同等とみなす」については、まさに、ケーブルテレビ等のサービスを念頭に置いたものですので、ケーブルテレビ事業者と利用者の契約の中で実現されることをお願いしたいと思います。
	P26-L37 P33-L10	予報履歴を保存し、端末利用者が参照可能とすること …過去に行なった地震動予報を保存しておき、閲覧する事ができる機能である。	これらは地震動予報機能として端末への履歴保持を必須(P44)として要求されていますが、サーバー予報型システムにおいては、端末は受動的に音声や表示により報知するのみで動作履歴まで保持する機能を持たない事例もあります。予測精度の確認を目的とするならば(業)としてシステムを管理する事業者がサーバーに保持する履歴を元に解析を行なえればよく、全てのケースにおいて端末で履歴を確認する必要まではないと思われるので端末に持つ機能として必須とするのは要求する機能としては過剰であるといえないでしょうか。ご検討願います。		ご意見ありがとうございます。 予報履歴の保存、参照の手段については、特に規定をしておりません。ご提案の手段もその一つだと思いますので、利用者に公開・説明いただきたいと思います。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その25）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ケーブルテレビ一般社団法人ケーブルテレビ情報センター ケーブルテレビ災害情報サービス利用者協議会事務局(その1)			<p>1. この度の「ガイドライン全般」に対する意見 緊急地震速報サービスは、07年10月1日より「一般向けサービス」(高度利用・一般情報)が開始されたものですが、当協議会では、06年4月より、気象庁・JEITA(電子情報技術産業協会)と連携して「緊急地震速報の実証実験」を実施してきております。 当初より、「緊急地震速報サービス」の予測に関しては「難しい」ことが想定されており、一般向けサービスが開始(07年10月1日)された以降も、「誤報」が発報されるなど、メディアや一般国民から信頼性に対する疑問が多く寄せられました。 しかしながら、その可能性については多くの賛同が得られており、「予報が的確に行われた」とする報告も数多くありました。このことから、「緊急地震速報システムの限界を理解(説明)いただいた上で、活用願いたい」という姿勢で、気象庁、開発メーカー、配信事業者各社は、その普及に努めてきました。 そうした「背景」の中、昨年(平成21年)12月1日に「緊急地震速報の[訓練報]が実施」され、訓練報を受信した「福岡市交通局の地下鉄が自動停止」をするという事故が発生しました。原因は、訓練報を配信した事業者と「福岡市交通局」の担当者間で、訓練に関する情報が旨く伝わっていなかった・とするもので、周知徹底不足が原因と思われる。 以上の経過からこの度の「ガイドライン」を研精緻しますと、 1. 余りにも記述が細かすぎて、ガイドラインの範囲を超えています。このガイドラインを活用する利用者(自治体・一般利用者)には理解不能と思われる用語も多く、ガイドライン設定の意味が正しく理解されないと思われる。 2. 過去の緊急地震速報に関するクレームの多くは、技術的なものに対する事よりも、運用等に関する案件が多く、説明することで理解が得られていたと思われる。その意味では、今回のガイドラインは、「緊急地震速報システムの限界を理解(説明)いただいた上で、活用願いたい」という、運用を中心に構成すべきと考えます。 3. 一昨日(9月29日)発表された緊急地震速報(実際には震度1)に際しても、特段大きな混乱は招いておらず、すでに広く国民は「緊急地震速報の限界」を理解していることと思われる。その意味でも、今回のガイドラインは不要であり、新たに「運用(緊急地震速報サービスの提供)にあたってのガイドライン」を制定すべきと考えます。</p> <p>2. ケーブルテレビ業界における「緊急地震速報サービス」の取組の経緯 われわれケーブルテレビ事業者は、放送法(有線テレビジョン放送法)に則り、放送事業に取り組んでいます。そうした中、 05年01月より開始された、「緊急地震速報の実証実験」(気象庁+JEITA)を受け、06年04月よりJEITA(電子情報技術産業協会)とCATV局(10社)において「ケーブルテレビ網を活用した受信システムの開発」を検討してきました。 そして、07年10月の「緊急地震速報一般サービス開始」に伴い、財団法人日本ケーブルテレビ連盟の指導の下に、「ケーブルテレビ災害情報サービス利用者協議会」(C-ALERT協議会)発足させ、緊急地震速報サービスを開始してきました。 その後、08年4月には、大手ケーブルテレビ局のJ:COM、JCNも「緊急地震速報サービス」を開始しており、本年9月末現在のサービスの受信局数は170局(J:COM、JCN、C-ALERT協議会)を数えます。 この様に、ケーブルテレビ局は、わが国における緊急地震速報サービスの最大の普及団体であり、9月末現在のサービス利用者(専用の受信端末設置世帯)は約10万世帯に達します。また、三重県をはじめとする東海地区での普及率は高く、東・名・阪では自治体挙げて普及に取り組んでおり、市区町村による助成事業として全国的な広がりを見せています。 そうした中での今回のガイドライン制定は、以下の事項に於いて賛成を致しかねます。 1. 今回のガイドラインは、ケーブルテレビ業界における「緊急地震速報サービス」の継続性を阻害する要因となる。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1について いただいたご意見については、ガイドラインの周知を行う際の参考にさせていただきます。</p> <p>2について 過去に発生した想定外の事象については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり、端末・配信の機能・能力に起因するも多く見られます。このガイドラインは、その対策として策定するものですので、構成を変更できないことについてはご理解願います。</p> <p>3について ご指摘の国民の緊急地震速報に関する理解と、6月11日に開催された第1回部会で示した資料に示したような、端末・配信の機能・能力に起因する想定外の事象への対策については全く別の問題です。ガイドラインの策定は、後者のために必要です。</p> <p>1～3について ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して適用することを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。また、ガイドラインは法的な規制ではありません。よって、原文のままさせていただきます。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その26）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ケーブルテレビ一般社団法人ケーブルテレビ情報センター ケーブルテレビ災害情報サービス利用者協議会事務局(その2)			<p>2. 本ガイドラインの制定によって、すでに普及済みの受信端末が使用できない恐れがあり、利用者及び、ケーブルテレビ事業者の設備・財産権の侵害である。</p> <p>3. 本ガイドラインの制定によって、ケーブルテレビ事業の使命である、地域の安心・安全サービス(緊急地震速報)の提供ができない恐れがあるなど、放送事業者としての公共サービスを阻害する。</p> <p>3. 「ガイドライン(案)」本体の撤廃、及び、削除事項 われわれケーブルテレビ事業者は、前項(「2.」)において記述しましたように、気象庁「緊急地震速報サービス」の最大の普及支援団体であります。また、その配信システム、受信端末の開発においても、当初より、気象庁+JEITAとの創意の下に、「ケーブルテレビ網を活用した受信システムの開発」を進めてきました。合わせ、配信サービスの開始にあたっては、放送法(有線テレビジョン放送法)を主管する総務省(有線放送課)、地方電気通信監理局に申請をし、放送帯域の利用許可を受けてきました。</p> <p>よって、「ケーブルテレビによる緊急地震速報」は、「有線テレビジョン放送法」(放送帯域の一部を利用するサービス)に則ったサービスであり、ケーブルテレビ局に設置された「緊急地震速報装置」は、CATV技術協会の「放送技術規準」に沿ったものである。</p> <p>しかるに、今回のガイドラインは、「受信端末の設置個所(家庭・事業所)に到達する装置・伝送路にまで言及しており、現行の「有テレ法」並びに「放送技術規準」に抵触するものである。</p> <p>「有テレ法」並びに「放送技術規準」に抵触する事項</p> <p>1. (案)発報音をNHKと合わせる(推奨) (現状)ケーブルテレビ局(家庭・事業所)に設置された「緊急地震速報装置」は、CATV技術協会の「放送技術規準」に沿ったものであり、現行の受信端末機は音声固定のため、変更は不可能である。また、あえて一般情報と高度利用情報の違いを強調するため(気象庁了解)に設定したのが経緯である。</p> <p>2. (案)気象庁が速報を発表してから、端末(利用者)に届くまで1秒以内であること。合わせ、端末までのネットワークの冗長性を確保。 (現状)ケーブルテレビ局から利用者宅までの伝送にあたっては、「有テレ法」の「放送技術規準」に則って運用しており、1秒以内で伝送することは、ケーブルテレビの放送方式(RF伝送:放送方式)を活用している現状からして無理である。また、端末(利用者)に届くまでのインフラを冗長化することは、ケーブルテレビの伝送路を2重化することであり、現行の「有線テレビジョン方式」(総務省認可)を無視した記述である。</p> <p>3. (案)専用線など、信頼の高い回線を活用すること。 (現状)ケーブルテレビの伝送路は「有テレ法」の「放送技術規準」に則って設置されたものであり、通信事業者と同様に信頼性は高い。また、気象庁からケーブルテレビ局への緊急地震速報の配信は、信頼性の高いNTT等のネットワーク(NGN等次世代通信網)回線を活用しており、情報遮断等の冗長化対策は放送(通信)事業者としての自明の範囲である。</p> <p>以上の観点から、今回のガイドライン策定にあたって、C-ALERT協議会としまし</p>		<p>一方、ガイドラインでは、既存端末の利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思っております。</p> <p>1について NHK チャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、館内放送を行う端末利用者や端末の報知による人の回避に用いる端末利用者に対し推奨していません。なお、報知音については、気象庁として了解した事実はありません。</p> <p>2について この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。このためケーブルテレビの方式での伝送に要する時間を端末利用者説明していただくようお願いします。 また、サーバー-端末の回線のこの項目の意図は、サーバーから受信端末までの接続が、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、信頼性の高い回線による冗長化はその手段の一つであることから、例示として、詳細説明に記載します。</p> <p>3について 回線の情報については、利用者に公開・説明いただけるようお願いします。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その27）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ケーブルテレビ一般社団法人ケーブルテレビ情報センター ケーブルテレビ災害情報サービス利用者協議会事務局(その3)			<p>【パブリックコメントまとめ】</p> <p>1. 緊急地震速報の社会的使命(国民の生命・財産を守る)から鑑みると、ある一定の「ガイドライン」は必要と思われるが、本ガイドラインは、技術的観点からの記述が主体であり、技術的運用は、家電・情報機器の団体であるJEITA(電子情報技術産業協会)等に任せ、産業界の自主規制を尊重すべきと考えます。</p> <p>2. 07年10月以降より、多くの利用者(10万)に配信してきた経緯から述べると、利用者が緊急地震速報に求める最大の期待は、「緊急地震速報(地震の予測システム)それ自体の精度の向上」であり、今回のガイドラインで触れられている、受信端末の機能や配信機能に関しては「システム上の限界を納得の上」利用しており、「発表震度と違っていても良いから発報して欲しい」とする意見は圧倒的である。その意味でも、気象庁の本来の業務は、「緊急地震速報の精度」を高めることと同時に、緊急地震速報の有効性を、広く国民及び国際社会に広めることと考えます。その観点から考えるならば、消防法における「煙探知機」(設置義務)と同じく「緊急地震速報設置法」を国会に上程する努力が求められます。</p> <p>3. 「ケーブルテレビによる緊急地震速報」は、「有線テレビジョン放送法」に則ったサービスであり、受信設置利用者とは、「緊急地震速報サービス利用規約」に準拠した契約事項に沿ってサービスをしており、緊急地震に係わる責任の所在は明快である。その意味からも、ケーブルテレビ事業者が提供する緊急地震サービスは、関係する法律及び自主規制に則ってサービスしている限りにおいては、今回のガイドラインの適用は及ばないものとするべきと考えます。</p> <p>4. すでに多くの国民は、「緊急地震速報システムの限界を理解した上で、その有効性を認めている」と判断致します。その観点から言えば、気象庁が示すべき姿勢は「指針」であり、緊急地震速報サービスの利用の選択は「利用者」の判断であるべきと考えます。その意味でも、今回のガイドラインは不要であり、求められるのは「業界ごとの運用基準」であり、気象庁の役割は、「業界ごとの運用基準」の整備を支援する事と考えます。</p>		<p>ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見については、参考にさせていただきます。</p> <p>1について 詳細な利用方法ごとに必要とされる端末機能や配信能力の内容、端末や通信に係る技術基準については、本ガイドラインを参考に関係機関で検討いただけるようお願いいたします。</p> <p>2について いただいたご意見については、ガイドラインの内容に直接関連性するものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>3について 放送局に関しては、気象業務法第13条に基づいて、緊急地震速報(警報)を放送していただくよう各放送局へ協力を求めています。一方、ケーブルテレビ事業者が緊急地震速報(警報)を放送するのではなく、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報で報知を行っているのであれば、本ガイドラインの対象となります。気象庁のガイドラインを参考にして、自主規制を作成し、ガイドラインへの対応状況を端末利用者に対して公開・説明いただけるようお願いします。</p> <p>4について ご指摘の通り、緊急地震速報(業)を端末利用者が適切に利用するためには様々な判断を行う必要があります。ガイドラインは、その際に参考にしていただくために必要なものと考えています。また、業界毎の運用基準等を整備することも記載しています。気象庁としても可能な限り支援してまいりますので、整備についてご検討をお願いします。</p>

国民からのご意見及び気象庁の見解（その28）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)ジュピターテレコム 商品戦略本部 商品企画部(その1)			<p>「必須」「推奨」条件を再考いただきたい。 本ガイドラインの「必須」「推奨」条件は、運用などにかかりの補完が必要であったり、要求仕様として過剰と思われるものもあり、利用者の負担コスト増(特に個人ユーザ)、既存事業者の販売・運営への影響、新規参入の障壁、などにより、結果的に普及の妨げになる可能性があると考えられる。 また、過剰な量の情報は、逆に利用者を混乱させる恐れがある。</p>	<p>特に、通信回線の水準・冗長化の必要性・端末の報知設定・変更への対応、などについて、普及拡大の観点や事業者の状況も踏まえる再検討をいただきたい。 また、公開する内容は「必須」条件への対応のみとし、ガイドライン制定前のサービスに関しては、対象除外等の補記で対応していただきたい。 詳細は、各項目への意見として提出。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは法的な規制ではありません。 ただし、ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者にはガイドラインに沿って、設計・製造、配信を行うことと、ガイドラインへの対応状況を利用者に公開することを求めています。</p>
			<p>「放送」の扱いについても言及いただきたい。 全体が「通信」を前提に考え構成されているが、サーバーから端末までの情報配信に「放送」を使用している事業者も多いため、それぞれの特性を考慮し要所では「放送」にも言及いただきたい。</p>	<p>「放送」には「通信」と異なる特性(一斉同時送信での速報性・安価な設備投資など)があり、緊急地震速報の普及に貢献している。「放送」に関する記載・注釈を追加いただきたい。 詳細は、各項目への意見として提出。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 通信を前提としない記載方法にいたします。</p>
	2	<p>3. 対象 (1)対象とする端末・配信 本ガイドラインの対象とする端末・配信は、緊急地震速報(業)に基づいて報知や制御を行うための端末・配信とする。テレビ、ラジオ、携帯電話の同報機能や、ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKのチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて知らせる装置等、緊急地震速報(警報)を広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。</p>	<p>本ガイドラインの制定前に許認可を受けた事業者には、本ガイドラインのような前提はなく、対応のための追加投資や実現の可否や技術的なハードルなど事業の存続に関する影響も考えられる。</p>	<p>既存事業者への配慮を検討願いたい。例)対象除外、公開時の補記の規定追加(「ガイドライン制定前のサービスです」など) 明らかに問題があるサービスについては、許認可制度の中で指導を行うことで規制していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末の利用者を含め、利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にしていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思えます。</p>
	10	<p>5. A 機械・館内放送設備等の自動制御 サーバーとの接続監視、通信障害の検知を行うこと</p>	<p>インターネットや放送波経由で受信を行う場合、端末のコスト増(既存端末の交換含む)が見込まれ、加入の阻害要因になるのではないか。現在、インターネットや放送波は、安価に導入・維持できることで普及に貢献している。また、ネットワークのメンテナンス時に端末が通信障害を報知し続けることなど、利用者により不便もある。</p>	<p>「オプション」に変更いただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 この項目については、端末利用者が緊急地震速報(業)を利用できる状態になっているかどうかを確認するためのものであり、端末利用者が、緊急地震速報(業)を適切に利用するためには必要な機能と考えていますので、対応状況については端末を利用者に公開・説明をお願いします。</p>
	10	<p>5. A 機械・館内放送設備等の自動制御 自己診断機能を有すること</p>	<p>インターネットや放送波経由で受信を行う場合、端末のコスト増(既存端末の交換含む)が見込まれ、加入の阻害要因になるのではないか。現在、インターネットや放送波は、安価に導入・維持できることで普及に貢献している。また、ネットワークのメンテナンス時に端末が通信障害を報知し続けることなど、利用者により不便もある。</p>	<p>「オプション」に変更いただきたい。</p>	<p>同上。</p>
10	<p>端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること</p>	<p>既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。</p>	<p>項目を削除いただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、必要な項目です。</p>	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その29）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)コンピュータテレコム 商品戦略本部 商品企画部(その2)	10	精度が低い緊急地震速報(業)で報知を行ったときはその旨を伝達すること	契約時や事前に利用者に説明が行われていれば問題がない内容であり、報知の種類を増やすことで利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、精度の低い情報を使った端末利用者が、そのことを安全確保の後に、素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	11	端末利用者の指定する場所での震度や到達時間を予想すること	「指定する場所」が示す場所のうち、利用者の所在地での予想は必須であるが、所在地以外の場所を指定できる機能は、必須である必要はないのではないか。必須になった場合、既存の事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。	「端末利用者の所在地での震度や到達時間を予想すること。所在地以外の場所の予想を行う機能はオプションとする。」などに変更いただきたい	ご意見ありがとうございます。 配信・許可事業者に求めることが、各項目についての公開・説明となりましたので、この項目については、どの場所の予想を利用者に提供しているのか公開・説明することに、修正いたします。
	11	緊急地震速報(警報)と整合した動作	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目は、利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で利用者が混乱することがないように、館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるように修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものであって、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	11	報知音	NHKのチャイム音を推奨する根拠が薄い。統一が目的であれば、緊急地震速報(警報)にもガイドラインがある(もしくは本ガイドラインに含める)べき。また「設定できるようにする」が「端末で複数の音から選択できる」の意味であれば、端末利用者が事前に確認できる環境があれば、単独音の設定でもよいのではないかと。	NHKのチャイム音のみを推奨することを再考いただきたい。例えば緊急地震速報(警報)はNHK音推奨、(業)はREIC音推奨などの検討もされるべき。また、「端末で複数の音から選択できる」機能は、除外もしくは「オプション」にしたい。	ご意見ありがとうございます。 NHK チャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、館内放送を行う端末利用者や端末の報知による人の回避に用いる端末利用者に対し推奨しています。また、工場や工事現場でNHK チャイム音では聞き取りにくい場合には、別の報知音の選択もあるとしてあります。こうした端末利用者の求めに対応できるのであれば、単独音の設定でもかまいません。対応状況については、端末利用者に公開・説明いただきたいと思います。
	11	予想した震度や猶予時間の報知表現	本項が「端末で二つの方法から選択できること」の意味であれば、端末利用者が事前に確認できる環境があれば、単独音の設定でもよいのではないかと。	本項が「端末で二つの方法から選択できること」の意味であれば、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 NHK チャイム音または端末利用者の求めに対応できるのであれば、単独音の設定でもかまいません。対応状況については、端末利用者に公開・説明いただきたいと思います。
11	緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作	契約時や事前に利用者に説明が行われていれば問題がない内容であり、報知の種類を増やすことで利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。この「伝達」は、精度の低い情報を使った端末利用者は、そのことを安全確保の後に、素早く確認する必要があることから記載したものですので、なお、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その30）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)ジュピターテレコム 商品戦略本部 商品企画部(その3)	11	深発地震についての緊急地震速報(予報/業)を受信した場合の動作	契約時や事前に利用者に説明が行われていれば問題がない内容であり、報知の種類を増やすことで利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	同上。
	11	・上記に加え推奨される機能:サーバーから端末までの物理通信回線の冗長化に対応可能なこと	放送(片方向の一斉送信)の仕組みを利用する事業者には対応が困難であり、影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。	項目を削除いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから利用者の受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明で記載します。
	11	・端末毎に接続確認可能なこと	放送(片方向の一斉送信)の仕組みを利用する事業者には対応が困難であり、影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。	「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明に記したとおり、全端末利用者に対して端末の受信設定を連絡するなどの手段で、個別配信と同じ効果を端末側の制御で確実に実現できる場合は、個別配信ができず一斉配信をしている場合でも、個別配信と同等とみなすとしています。実際の対応状況については、端末利用者に公開・説明していただけるようお願いいたします。
	12	端末利用者の利用方法を把握していること	個別の端末利用者に助言を与えることは可能でも、導入後も利用方法を把握し続けることは困難であり、事業者はもちろん利用者の負担にもなる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり、平成21年12月1日の訓練報の配信で、配信事業者も許可事業者も端末利用者の利用方法を把握していなかったことで混乱が生じたため、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 ただし、配信・許可事業者だけで利用方法を把握することは困難である場合があるため、この項目に加えて、端末利用者に推奨する項目に「適切なアフターサービスを受けるため、購入後も配信・許可事業者の利用方法などについて連絡する」ことを書き加えるものとします。
	12	・サーバー端末間の通信の互換性について公開すること	本項での「互換性」が、「動作確認済」「動作保障」のいずれを指すのか明確でない。それによって責任範囲が大きく変わる。また、端末と配信をセットで提供するビジネスの場合、互換性のある配信事業者の公開することで、利用者の囲い込みができず事業への影響が懸念される。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、受信端末を購入する端末利用者の利便性を高めるため、配信を受ける通信事業者が選択できるようであれば、それらの事業者名の公表を求めたものですので、必要な項目と考えています。 なお、端末と配信を1対1で対応させることを想定しているのであれば、そのことを公表いただくこととなります。
	12	・気象庁が発表する緊急地震速報(予報)の内容等の変更に対応可能であること	変更の内容が不明なまま、対応を条件にするのは事業者の負担とリスクが大きすぎる。また、端末のソフトウェアを更新する機能を必須とすることは、結果的に利用者の負担増となり、普及の障害になるのではないかと。さらに、気象庁からのお知らせの配信にまで範囲を広げるのは、緊急地震速報の提供から逸脱しているのではないかと。	項目を削除いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報は、情報内容の多様化や震度予想式の改良など今後も、内容の高度化に努めて行く予定ですので、必要な項目と考えています。 ただし、気象庁が内容の変更を行うに当たっては、内容を明確にし、十分な周知期間をとった後に行いますので、ご理解願います。
	12	・本ガイドラインへの対応状況について端末利用者に説明するとともに公開すること	対応状況を各事業者が個別に解釈・公開するだけでは、利用者は容易に事業者を選択することは難しいのではないかと。また、「必須」「推奨」「オプション」すべての対応状況を公開することは、利用者にとっては過剰な情報量と考えられる。特に「推奨」には利用者が直接負担する事項や、代替手段も多く記載されており、逆に混乱を招くことも予想される。	公開する内容は「必須」条件への対応のみとしていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインに書かれた機能・能力は、緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えています。よって、利用者の混乱を招かないために、ガイドラインへの対応状況について配信・許可事業者から、利用者に対して公開・説明されることが必要と考えています。
	12	耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。	耐震固定や無停電対策は、端末とは別の機器・部材で実現されることが多く、端末・サービスの提供事業者ではなく、直接的に利用者の負担(もしくは選択)になると考えられる。本内容を義務づけることは、本ガイドラインの枠外ではないかと。もし端末の機能として必須とする場合も、結局利用者に負担を強いるだけとなる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
12	サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。	「通信回線」だけでなく、「放送」の扱いにも言及していただきたい。	「放送による送信も同等と考える。」などの文言の追加をいただきたい。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のようにサーバー - 端末間の接続を「通信」に限定する意図はございませんでした。語句の誤りですので、この部分の「通信回線」を「回線」に修正します。	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その31）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
（株）ジューターテレコム 商品戦略本部 商品企画部（その4）	12	端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	端末の冗長化は、直接的に利用者の負担（もしくは選択）になると考えられ、本ガイドラインの枠外ではないか。また、物理回線の冗長化は、放送（片方向の一斉送信）の仕組みを利用する事業者には対応が困難であり、影響（コスト増・運営障害）が非常に大きい。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が実施措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただくようお願いします。
	13	耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。	耐震固定や無停電対策は、端末とは別の機器・部材で実現されることが多く、端末・サービスの提供事業者ではなく、直接的に利用者の負担（もしくは選択）になると考えられる。本内容を義務づけることは、本ガイドラインの枠外ではないか。もし端末の機能として必須とする場合も、結局利用者に負担を強いるだけとなる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	同上
	13	サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。	「通信回線」だけでなく、「放送」の扱いにも言及していただきたい。	「放送による送信も同等と考える。」などの文言の追加をいただきたい。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のようにサーバー-端末間の接続を「通信」に限定する意図はございませんでした。語句の誤りですので、この部分の「通信回線」を「回線」に修正します。
	13	端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	端末の冗長化は、直接的に利用者の負担（もしくは選択）になると考えられ、本ガイドラインの枠外ではないか。また、物理回線の冗長化は、放送（片方向の一斉送信）の仕組みを利用する事業者には対応が困難であり、影響（コスト増・運営障害）が非常に大きい。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が実施措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので原文のままとします。なお、事業者としても、利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただくようお願いします。
	13	予想した震度による放送緊急地震速報(警報)に整合する放送を行うことを推奨	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	同上
	13	精度情報による放送緊急地震速報(警報)に整合する放送を行うことを推奨。	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	同上
	13	深発地震についての緊急地震速報(業)による放送緊急地震速報(警報)に整合する放送を行うことを推奨。	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	同上
	13	放送の内容NHKチャイム音の後に「地震です。落ち着いて身を守ってください。」を2回以上繰り返し放送することを推奨。	NHKのチャイム音を推奨する根拠が薄い。統一が目的であれば、緊急地震速報(警報)にもガイドラインがある(もしくは本ガイドラインに含める)べき。	NHKのチャイム音のみを推奨することを再考いただきたい。例えば緊急地震速報(警報)はNHK音推奨、(業)はREIC音推奨などの検討もされるべき。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が実施措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。 なお、NHKチャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、館内放送を行う端末利用者や端末の報知による人の回避に用いる端末利用者に対し推奨しています。また、工場や工事現場でNHKチャイム音では聞き取りにくい場合には、別の報知音の選択もあるとしています。 なお、TV、ラジオの報知音にはNHKチャイム音が多く使われていると認識しています。
	13	放送した後は、実際の震度等を放送することを推奨。	緊急地震速報以外の情報を受信・報知するシステム・機能が必要になり、結果利用者の負担となる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が実施措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただくようお願いします。
	14	耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。	耐震固定や無停電対策は、端末とは別の機器・部材で実現されることが多く、端末・サービスの提供事業者ではなく、直接的に利用者の負担（もしくは選択）になると考えられる。本内容を義務づけることは、本ガイドラインの枠外ではないか。もし端末の機能として必須とする場合も、結局利用者に負担を強いるだけとなる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	同上
	14	サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。	「通信回線」だけでなく、「放送」の扱いにも言及していただきたい。	「放送による送信も同等と考える。」などの文言の追加をいただきたい。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のようにサーバー-端末間の接続を「通信」に限定する意図はございませんでした。語句の誤りですので、この部分の「通信回線」を「回線」に修正します。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その32）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)シブタテレコム 商品戦略本部 商品企画部(その5)	14	端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	端末の冗長化は、直接的に利用者の負担(もしくは選択)になると考えられ、本ガイドラインの枠外ではないか。また、物理回線の冗長化は、放送(片方向の一斉送信)の仕組みを利用する事業者には対応が困難であり、影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただくようお願いいたします。
	14	報知の内容NHKチャイム音を用いた報知をさせることを推奨。	NHKのチャイム音を推奨する根拠が薄い。統一が目的であれば、緊急地震速報(警報)にもガイドラインがある(もしくは本ガイドラインに含める)べき。	NHKのチャイム音のみを推奨することを再考いただきたい。例えば緊急地震速報(警報)はNHK音推奨、(業)はREIC音推奨などの検討もされるべき。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。NHKチャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、館内放送を行う端末利用者や端末の報知による人の回避に用いる端末利用者に対し推奨しています。また、工場や工事現場でNHKチャイム音では聞き取りにくい場合には、別の報知音の選択もあるとしてあります。 なお、TV、ラジオの報知音には既にNHKチャイム音が多く使われていると認識しています。
	14	放送した後は、実際の震度等を放送することを推奨。	緊急地震速報以外の情報を受信・報知するシステム・機能が必要になり、結果利用者の負担となる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり緊急地震速報(業)で報知・制御した際、揺れが小さく、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 詳細説明に記しましたとおり、TVや気象庁のHP等、既存のシステムを用いて情報を収集して本項目を実施いただくことを推奨しており、特に新たなシステム・機能を準備するものを推奨したものではありません。
	26	C 端末の報知による人の危険回避 サーバーとの接続監視、通信障害の検知を行うこと	インターネットや放送波経由で受信を行う場合、端末のコスト増(既存端末の交換含む)が見込まれ、加入の阻害要因になるのではないかと。現在、インターネットや放送波は、安価に導入・維持できることで普及に貢献している。また、ネットワークのメンテナンス時に端末が通信障害を報知し続けることなど、利用者により不便もある。	「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、配信・許可事業者が、端末の接続を確認できることを求めたものであり、その手段については定めておりません。手段については、端末利用者に公開・説明をお願いします。
	26	自己診断機能を有すること	インターネットや放送波経由で受信を行う場合、端末のコスト増(既存端末の交換含む)が見込まれ、加入の阻害要因になるのではないかと。現在、インターネットや放送波は、安価に導入・維持できることで普及に貢献している。また、ネットワークのメンテナンス時に端末が通信障害を報知し続けることなど、利用者により不便もある。	「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、端末利用者が緊急地震速報(業)を利用できる状態になっているかどうかを確認するためのものであり、端末利用者が、緊急地震速報(業)を適切に利用するためには必要な項目と考えています。
	26	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、必要な項目です。
	26	精度が低い緊急地震速報(業)で報知を行ったときはその旨を伝達すること	契約時や事前に利用者に説明が行われていれば問題がない内容であり、報知の種類を増やすことで利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。この「伝達」は、精度の低い情報を使った端末利用者は、そのことを安全確保の後に、素早く確認する必要があることから記載したものですので、なお、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思っております。
	26	端末利用者の指定する場所での震度や到達時間を予想すること	「指定する場所」が示す場所のうち、利用者の所在地での予想は必須であるが、所在地以外の場所を指定できる機能は、必須である必要はないのではないかと。必須になった場合、既存の事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。	「端末利用者の所在地での震度や到達時間を予想すること。所在地以外の場所の予想を行う機能はオプションとする。」などに変更いただきたい	ご意見ありがとうございます。 配信・許可事業者に求めることが、各項目についての公開・説明となりましたので、この項目については、どの場所の予想を利用者に提供しているのか公開・説明することに、修正いたします

国民からのご意見及び気象庁の見解（その33）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)ジュピターテレコム 商品戦略本部 商品企画部(その6)	27	緊急地震速報(警報)と整合した動作	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目は、利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で利用者が混乱することがないように、館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、報知・制御出力設定に関しては、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるものに修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のもと考えて、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思います
	27	報知音	「設定が必要」が「端末で複数の音から選択できる」の意味であれば、端末利用者が事前に確認できる環境があれば、単独音の設定でもよいのではないかと。	「端末で複数の音から選択できる」の意味であれば、除外もしくは「オプション」にしていきたい。	ご意見ありがとうございます。 NHK チャイム音または端末利用者の求めに対応できるのであれば、単独音の設定でもかまいません。対応状況については、端末利用者に公開・説明いただきたいと思います。
	27	予想した震度や猶予時間の報知表現	本項が「端末で二つの方法から選択できること」の意味であれば、端末利用者が事前に確認できる環境があれば、単独音の設定でもよいのではないかと。	本項が「端末で二つの方法から選択できること」の意味であれば、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 NHK チャイム音または端末利用者の求めに対応できるのであれば、単独音の設定でもかまいません。対応状況については、端末利用者に公開・説明いただきたいと思います。
	27	緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作	契約時や事前に利用者に説明が行われていれば問題がない内容であり、報知の種類を増やすことで利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。この「伝達」は、精度の低い情報を使った端末利用者は、そのことを安全確保の後に、素早く確認する必要があることから記載したものですので、なお、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いただきたいと思います。
	27	深発地震についての緊急地震速報(予報/業)を受信した場合の動作	契約時や事前に利用者に説明が行われていれば問題がない内容であり、報知の種類を増やすことで利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	同上。
	27	・端末毎に接続確認可能なこと	放送(片方向の一斉送信)の仕組みを利用する事業者には対応が困難であり、影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。	「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、配信・許可事業者が、端末の接続を確認できることを求めたものであり、その手段については定めておりません。ただし、「サーバー機能」の項目としては不適切でしたので、「配信・許可事業者によるサポート」の項目に移動します。手段については、端末利用者に公開・説明をお願いします。
	27	端末利用者の利用方法を把握していること	個別の端末利用者に助言を与えることは可能でも、導入後も利用方法を把握し続けることは困難であり、事業者はもちろん利用者の負担にもなる。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり、平成21年12月1日の訓練報の配信で、配信事業者も許可事業者も端末利用者の利用方法を把握していなかったことで混乱が生じたため、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 ただし、配信・許可事業者だけで利用方法を把握することは困難である場合があるため、この項目に加えて、端末利用者に推奨する項目に「適切なアフターサービスを受けるため、購入後も配信・許可事業者を利用方法などについて連絡する」ことを書き加えるものとします。
	27	・サーバー端末間の通信の互換性について公開すること	本項での「互換性」が、「動作確認済」「動作保障」のいずれを指すのか明確でない。それによって責任範囲が大きく変わる。また、端末と配信をセットで提供するビジネスの場合、互換性のある配信事業者の公開することで、利用者の困り込みがでず事業への影響が懸念される。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、受信端末を購入する端末利用者の利用者を高めるため、配信を受ける通信事業者が選択できるようにすれば、それらの事業者名の公表を求めたものですので、必要な項目と考えています。 なお、端末と配信を1対1で対応させることを想定しているのであれば、そのことを端末利用者に公開・説明いただくこととなります。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その34）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
(株)コンピュータテレコム 商品戦略本部 商品企画部(その7)	28	・気象庁が発表する緊急地震速報(予報)の内容等の変更に対応可能であること	変更の内容が不明なまま、対応を条件にするのは事業者の負担とリスクが大きすぎる。また、端末のソフトウェアを更新する機能を必須とすることは、結果的に利用者の負担増となり、普及の障害になるのではないか。さらに、気象庁からのお知らせの配信にまで範囲を広げるのは、緊急地震速報の提供から逸脱しているのではないか。	項目を削除いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報は、情報内容の多様化や震度予想式の改良など今後も、内容の高度化に努めて行く予定ですので、必要な項目と考えています。 ただし、気象庁が内容の変更を行うに当たっては、内容を明確にし、十分な周知期間をとった後に行いますので、ご理解願います
	28	・本ガイドラインへの対応状況について端末利用者に説明するとともに公開すること	対応状況を各事業者が個別に解釈・公開するだけでは、利用者は容易に事業者を選択することは難しいのではないか。また、「必須」「推奨」「オプション」すべての対応状況を公開することは、利用者にとっては過剰な情報量と考えられる。特に「推奨」には利用者が直接負担する事項や、代替手段も多く記載されており、逆に混乱を招くことも予想される。	公開する内容は「必須」条件への対応のみとしたい。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインに書かれた機能・能力は、緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えています。よって、端末利用者の混乱を招かないために、ガイドラインへの対応状況について配信・許可事業者から、端末利用者に対して公開・説明されることが必要と考えています。
	28	耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。無停電化は推奨。	耐震固定や無停電対策は、端末とは別の機器・部材で実現されることが多く、端末・サービスの提供事業者ではなく、直接的に利用者の負担(もしくは選択)になると考えられる。本内容を推奨することは、本ガイドラインの枠外ではないか。	項目を削除するか、「オプション」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 この項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくもので、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能やサービスについて公開・説明いただくようお願いします。
	28	予想した震度による報知 緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	同上
	28	精度情報等による報知 緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	同上。
	28	深発地震についての緊急地震速報(業)による報知 緊急地震速報(警報)に整合する報知をさせることを推奨。	既に緊急地震速報(業)のみをサービスしている事業者・システムへの影響(コスト増・運営障害)が非常に大きい。また、緊急地震速報(業)を報知している上に、更に緊急地震速報(警報)も平行して報知する必要性は薄いと考えられ、重ねて報知を行うことで避難行動を行っている利用者を混乱させることも考えられる。	項目を削除いただきたい。	同上。
	28	報知の内容NHKチャイム音を用いた報知をさせることを推奨	NHKのチャイム音を推奨する根拠が薄い。統一が目的であれば、緊急地震速報(警報)にもガイドラインがある(もしくは本ガイドラインに含める)べき。	NHKのチャイム音のみを推奨することを再考いただきたい。例えば緊急地震速報(警報)はNHK音推奨、(業)はREIC音推奨などの検討もされるべき。	ご意見ありがとうございます。 NHK チャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、館内放送を行う端末利用者や端末の報知による人の回避に用いる端末利用者に対し推奨していません。また、工場や工事現場でNHKチャイム音では聞き取りにくい場合には、別の報知音の選択もあるとしています。なお、TV、ラジオの報知音にはNHKチャイム音が多く使われていると認識しています。
	28	予想した震度や猶予時間については具体的に報知させないことを推奨。	震度・猶予時間が報知されることが、緊急地震速報(業)を利用するメリットであり、利用者への訴求ポイントであり需要である。	項目を削除するか、選択できることを「オプション」にしたい。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくもので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただくようお願いします。
	29	サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することが必須。	「通信回線」だけでなく、「放送」の扱いにも言及していただきたい。	「放送による送信も常時接続と考える。」などの文言の追加をいただきたい。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のようにサーバー - 端末間の接続を「通信」に限定する意図はございませんでした。語句の誤りですので、この部分の「通信回線」を「回線」に修正します。
	P.48	8. 端末利用者がとる措置の一覧表NHKチャイム音の後(項目:「放送・報知内容」)	推奨であったとしても、この表内で「NHKチャイム音」と特定した記載をする必要はないと思われる。	「NHKチャイム音」を「報知音」に変更いただきたい。	ご意見ありがとうございます。 NHK チャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、館内放送を行う端末利用者や端末の報知による人の回避に用いる端末利用者に対し推奨していません。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その35）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
東京ケーブルネットワーク株式会社管理部	P10	(2) 端末基礎機能 5つ目 動作履歴を保存すること	ガイドラインの背景及び目的については十分理解できるが、既にサービス提供をしているユーザーがあり、ガイドラインの内容に合わない部分については、利用いただいているユーザーの混乱を招く恐れも考えられるため、内容について再考いただきたい。当社採用の方式については、センター演算同報報知のため、端末側の履歴はなし。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記述します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者はガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思っております。
	P11	配信・許可・・・～端末に届くまで1秒未満であること	配信・許可事業者のみの能力としてはわかるが、端末までのトータルで規定をすることは複数の事業者にもたがるケースがあり、難しい。		ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。 配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータルの設計をした上で、サーバー - 端末間の回線も選択するものですので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
	P12	(3) 端末利用者がとる措置 とも	端末及び通信回線の無停電化及び常時接続回線の使用必須は無理である。環境の選択はユーザー側にあり、強制することは配信できないことにつながる。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能やサービスについて公開・説明をお願いします。
	P12	(3) 端末利用者がとる措置	NHKチャイム音・・・については、既に規定している固定音があり、変更する場合は、端末の入替が発生する。		ご意見ありがとうございます。 既存の端末のガイドラインへの対応状況については、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思っております。
	P.27	配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者によるサポート ・気象庁から・・・	配信経路については、通信事業用回線も兼ねているため、非開示が基本である。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明に記しましたとおり、(財)気象業務支援センターから端末までの配信・許可事業者がいくつ存在しているかを示していただくことであり、詳しい通信回線の経路の開示を求めたものではありません。
		全体の中で 端末側の受信ログ 配信時間の規定 無停電化・常時接続回線の選択及び冗長化 報知音	現状のサービスで対応することは難しく、ユーザー側からガイドラインに基づくサービスであるか確認があった場合、対象外となる可能性があり、サービスの継続ができなくなる恐れもあります。当社で採用している端末(方式)については、全国でも多く採用しており、当社も含め、自治体にも多く採用いただいております。御庁で制定されたガイドラインについては、自治体でも参考にすることは明白であり、ガイドラインから外れていた場合、採用取り消しになる可能性もあることを視野に入れ、ご検討いただきたく。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記述します。
株式会社先端力学シミュレーション研究所防 災特別プロジェクト	p. 2	3. 対象(1) 対象とする端末・配信	ガイドライン(案)では、「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて知らせる装置等、緊急地震速報(警報)を広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする」と記述されています。しかし実際には、このような対象外の装置の中には機械・放送設備等の外部機器を自動制御できる接点出力の機能がついているものがあり、「A. 機械・館内放送設備等の自動制御」を目的とした使用方法でこれらの装置を使用することを検討しているという事例を複数耳にしています。購入を検討している利用者が、これらの装置とガイドライン対象となっている装置の違いを正しく理解できていない場合が少なからずあるようです。本ガイドラインは緊急地震速報の適切な利用が促進されることが目的であるので、単に「対象外」と記述するのみではなく、利用者が導入を検討する際に考慮すべき注意点として、これらの装置についても言及が必要だと考えます。		ご意見ありがとうございます。 ご指摘いただいた「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置」についても、緊急地震速報利用することを目的として購入されるものであることから、利用者に対して、受信端末との違いや仕様を公開・説明を頂くことが必要と考えていますので、その旨書き加えます。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その36）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
個人4	p. 11, p. 19, p. 26	報知・制御出力条件設定	これらの段落では共通して、「端末利用者の必要性に応じ、以下の項目について、設定が必要となる」との記述の後に、設定項目が具体的に列挙されています。この記述からは、「利用端末者の必要性」がなければ、それらを複数の選択肢から選択できることを求めているように読めます。さらに、p. 33からの各設定の説明においても、例えばp. 34の「100ガル超え緊急地震速報を受信した場合の動作」内の「もし、この緊急地震速報(予報)を利用する機能を設ける場合、～」という記述からも、必ずしも複数の選択肢を用意して、利用者が選択できる機能を求めていると理解できます。一方で、p. 44の「(3)報知・制御出力条件機能」では「必須」という書き方になっています。ここで、端末がどう動けば「必須」条件を満たすことになるのか明確に記述されているところがないように思います。文書からは、端末利用者の必要性に応じた設定ができれば、「必須」を満たしたことになるように受け取れますが、端末利用者の必要性は利用者ごとにまちまちであり、利用者ごとに適合していたり、適合していなかったりします。これでは、利用者が端末を選ぶ客観的資料にはなりにくくなってしまいます。逆にここに挙げられている設定全てを利用者が選択できる端末を求めた場合、それは利用者にとって適切な利用を促進するものになるでしょうか。利用者の希望する設定にしたつもりでも、実際に動作時にはそうならなかったという事例が多発することが予想されます。これは、「C. 端末の報知による人の危険回避」目的の利用者に限らず、AやBを目的とした利用者にもあてはまります。これまで、私はメーカーの担当者としてA.の目的の利用者（緊急地震速報についてはよく理解している）で設定誤りにより思い通りの動作をしなかったことを何度も体験しています。これは、設定の具体例（「端末利用者がとる措置」で推奨されている設定）をメーカーが利用者に示したとしても起こることです。この部分の記述につきましては、端末メーカーに対して具体的に何を求めるのか、メーカー・利用者双方に理解しやすいものにして頂きたいと思います。		ご意見ありがとうございます。 この項目では、ご指摘の通り、端末利用者が求める設定が可能であることを求めている、端末利用者が求める設定が備わっていれば切り替えの機能は必ずしも必要ではなく、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるように修正します。
	p. 44	(3)報知・制御出力条件設定	表内「A. 機械・館内放送設備等の自動制御」で、「緊急地震速報(警報)と整合した動作」「報知音」「予想した震度や猶予時間の報知表現」「訓練報を受信した場合の動作」が「必須」となっています。一方で、p. 43の「(1)端末基礎機能」表内「A. 機械・館内放送設備等の自動制御」では、報知・訓練については「オプション」で「館内放送に使う場合」に限り「必須・推奨」となっています。「(1)端末基礎機能」において「館内放送に使う場合」に限りとしていることから、「(3)報知・制御出力条件設定」でその限定なしに「必須」とすると矛盾が生じると思います。「(3)報知・制御出力条件設定」の「A. 機械・館内放送設備等の自動制御」で、「緊急地震速報(警報)と整合した動作」「報知音」「予想した震度や猶予時間の報知表現」「訓練報を受信した場合の動作」についても「館内放送に使う場合」に限り「必須」とするのが正しいのではないのでしょうか。		ご意見ありがとうございます。 限定しているのは、端末の音声報知を館内放送に使う場合ですので、矛盾しておりません。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その37）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
スカパーJ(SAT)株 衛星事業本部 法人事業部(その1)	P.2L2～	緊急地震速報(予報)の配信を行う事業者(以下「配信事業者」という。)や許可事業者には、端末利用者が緊急地震速報(業)を適切に利用できるよう、本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことを求める。	本ガイドラインの記述だけでは、具体的なシステムの機能や仕様として適合の可否を客観的に判断しにくく、「100%適合」に対する事業者の判断基準がバラつき、誠実にガイドラインを遵守しようとする事業者ほど、利用者への提供コストが高くなると思われます。一方、利用者にとって本ガイドラインが「参考」程度の認識であれば、自主判断で「100%適合」を掲げる提供コストの安い事業者が利用者に好まれる懸念があり、緊急地震速報の適切な普及の阻害となる可能性があります。利用者が「参考」とすべきガイドラインであれば、関連事業者に対してもガイドラインは「達成目標」とし、対応状況や実現方法を公開することで、利用者が本ガイドラインに沿って、より客観的に事業者を比較検討しやすくなると思われます。	緊急地震速報(予報)の配信を行う事業者(以下「配信事業者」という。)や許可事業者には、端末利用者が緊急地震速報(業)を適切に利用できるよう、本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことを目標とし、その対応状況や実現方法等を公開することを求める。	ご意見ありがとうございます。ガイドラインに書かれた機能・能力は、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に利用されるために必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対しては、目標ではなく、ガイドラインを参考に端末の設計・製造、配信を行うよう求めています。また、ご指摘の通り、各項目の実現の手段については、公開・説明が必要と考えていますので、その旨についてはガイドラインに書き加えます。
	P.6L5	(11)テスト報 テスト報とは、端末等の動作試験に使用するため、配信・許可事業者が端末に向けて配信するものである。 (12)訓練報 訓練報とは、身を守る行動をとるための訓練(練習)を行うため、気象庁や配信・許可事業者が端末に向けて配信するものである。	(11)テスト報と(12)訓練報の用語の定義より、この2つは利用目的により区別されるものであり、配信事業者としては、テスト報の配信機能を有することで、訓練もテストも実現可能です。一方、気象庁から配信される「訓練報」は、情報の内容や配信経路から考えて、極めて本物の緊急地震速報に近く、これを配信事業者から配信できる機能をもつことには大きな危険を伴います。よって「訓練報」はこれまで通り、気象庁からの発信に利用を限定するべきと考えます。	(11)テスト報 テスト報とは、訓練及び端末等の動作試験に使用するため、配信・許可事業者が端末に向けて配信するものである。(12)訓練報 訓練報とは、身を守る行動をとるための訓練(練習)を行うため、気象庁が端末に向けて配信するものである。	ご意見ありがとうございます。試験と訓練は機能的に違うものであり、配信・許可事業者と利用者の合意のもと、適当な頻度で、それぞれ行う必要があると考えております。端末利用者での訓練の頻度を上げるためにも、訓練報を気象庁からの発表に限定することは考えておりません。
	P.11L33、.45L14等	サーバーから端末までの物理通信回線の冗長化に対応可能なこと	利用者が用途に応じて、複数の配信事業者を組み合わせて冗長化することを妨げないよう、1配信事業者に求められる条件として記述しないよう要望します。		ご意見ありがとうございます。この項目の意図は、サーバーから受信端末までの接続が、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。
	P.11L37、.45L17等	不正な緊急地震速報(予報/業)を受信した場合は配信等を行わないこと	「不正な」の定義が明確でなく、厳密な処理が困難であるため、より具体的な記述を希望します。(例えば、「気象庁の電文仕様に合わないもの」、「気象庁発表から5分以上経過した過去の電文」など)		ご意見ありがとうございます。例示については、詳細説明で行っていますが、不正な電文を定義することは困難ですので、具体的な記述はできません。
	P.12L2、P.45L25等	端末毎に利用者の求めに応じ訓練報やテスト報を発信可能なこと	前述の6ページ5行目(11)テスト報と(12)訓練報の用語の定義に対する要望の通り、配信事業者が提供する訓練やシステムテストの機能は、いずれもテスト報の配信で実現可能です。一方、気象庁から配信される「訓練報」は、情報の内容や配信経路から考えて、本番の緊急地震速報に極めて近く、訓練には利用者設備の自動制御を伴う場合も多く、利用者にて十分な事前準備と知識がないと混乱を生じる可能性が大きいため、「訓練報」はこれまで通り、気象庁からの発信に利用を限定するべきと考えます。	端末毎に利用者の求めに応じテスト報を発信可能なこと	ご意見ありがとうございます。主な用語に記しましたとおり、試験と訓練は機能的に違うものであり、配信・許可事業者と利用者の合意のもと、適当な頻度で、それぞれ行う必要があると考えております。端末利用者での訓練の頻度を上げるためにも、訓練報を気象庁からの発表に限定することは考えておりません。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その38）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
スカパーJSAT(株) 衛星事業本部 法人事業部(その2)	P.12L13、.45L38等	気象庁が発表する緊急地震速報(予報)の内容等の変更に対応可能であること	変更の範囲や体制について、より明確に具体的に定義頂くよう要望します。(例えば、「フォーマットに記述済みの変更内容」とか、「一定の期間をもって変更に対応可能」など)軽微な変更であれば、配信サーバー更新で対応できる可能性はありますが、変更の程度によっては利用者設備にも改修コストが発生する可能性があります。利用者側視点に立てば、導入設備は更新時期(例えば5年後)まで安定して使えることが望ましく、これを念頭に変更を行う体制を考える必要があります。例えば、以下のような項目について検討を行い、利用者の理解を得た上でないと、変更そのものが難しいため、本項目への100%適合を保障することは極めて困難です。 ・変更内容に対するメリット、デメリットが利用者に理解でき、変更への同意が得られるか ・新旧フォーマットに互換性を持たせ、望まない利用者は改修しなくても継続利用が可能か ・予め想定可能な変更は早めにフォーマットに折込み、利用者が設備更新を行いやすくする(例えば、今後追加される「気象庁からのお知らせ」も将来受信可能としておく) ・配信や端末がどのフォーマットの変更仕様(バージョン)まで対応可能か、利用者が一目で判断できるようなバージョン管理が可能か		ご意見ありがとうございます。 気象庁が内容の変更を行うに当たっては、内容を明確にし、許可・配信事業者の意見を踏まえて、十分な周知期間をとった後に行いますので、その際には対応をお願いします。
	P.37L22	なお、冗長化したサーバーを地域分散して設置することで、大規模地震等の災害時でも安定的な緊急地震速報(予報/業)の提供が可能となる。	本項は45ページの表より『必須』となっておりますが、地域分散を必須とすることは利用者及び配信事業者に多大な負担を強いることとなります。原文の『可能となる』をより明確に推奨とすべく、修正を要望します。	なお、冗長化したサーバーを地域分散して設置することで、大規模地震等の災害時でも安定的な緊急地震速報(予報/業)の提供を行うことが望ましい。	ご意見ありがとうございます。 この部分は、「なお」書きとしておりますとおり、参考的な内容ですが、誤解を招くようですので、適切な表現に修正いたします。
ひまわりネットワーク株式会社(その1)	2	3. 対象 (1)対象とする端末・配信テレビ、ラジオ、携帯電話の同報機能や、ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKのチャイム音を検知し、ラジオの音量を上げて利用者に知らせる装置等、緊急地震速報(警報)を広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。	CATV事業者が加入者向けに提供している緊急地震速報(業)についても、広く一般に知らせることを目的としている。また、端末配信については、有線テレビジョン放送法・有線ラジオ放送法に基づき「放送」での配信となっており、原文にある装置と同じ位置付けであると考えられるため、CATV事業者の提供する緊急地震速報(業)についても本ガイドラインの対象外とすべきである。		ご意見ありがとうございます。 放送局に関しては、気象業務法第13条に基づき、緊急地震速報(警報)を放送していただくよう各放送局へ協力を求めています。 一方、ケーブルテレビ事業者が、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)で報知を行っているのであれば、本ガイドラインの対象となりますので、ご理解願います。
	10	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)利用者がとるべき措置 無停電化	無停電化については、端末利用者が緊急地震速報を利用する目的と予算で決定する事項であり、本ガイドラインで規定すべき事項ではないと考える。CATV事業者が加入者向けに提供している緊急地震速報(業)については、一般家庭をはじめ行政施設や小規模事業所等への導入がされており、バッテリー等のコストは、利用者への大きな負担となり、緊急地震速報普及の妨げとなる可能性がある。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただけるようお願いいたします。
	16	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)利用者がとるべき措置 無停電化			
	22	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (2)利用者がとるべき措置 無停電化			
	10	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)利用者がとるべき措置 端末の冗長化	端末の冗長化についても、端末利用者が緊急地震速報を利用する目的と予算で決定する事項であり、本ガイドラインで規定すべき事項ではないと考える。冗長化された端末と館内放送設備等の接続については、別途リレー回路の手配や設備の改修が必要になり、端末費用含め利用者の負担は非常に大きい。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明いただけるようお願いいたします。
16	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)利用者がとるべき措置 端末の冗長化				

国民からのご意見及び気象庁の見解（その39）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ひまわりネットワーク株式会社(その2)	10	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)利用者がとるべき措置 サーバ端末間の物理回線の冗長化	CATV事業者が提供している緊急地震速報(業)の端末については、宅内(館内)同軸配線を利用しており、この冗長化は現実的に不可能である。別事業者が提供するサービス(インターネット利用)を別途契約する方法はあるが、回線費用、端末費用など利用者への負担は非常に大きく、緊急地震速報普及の妨げとなる可能性がある。		同上。
	16	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)利用者がとるべき措置 サーバ端末間の物理回線の冗長化			
	11	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 サーバから緊急地震速報(予報/業)を受信してから0.2秒以内に報知を開始または制御信号を送出すること	本ガイドラインで、サーバから緊急地震速報(予報/業)を受信してから0.2秒以内に報知を開始または制御信号の送出を規定した場合、適合できる端末は極めて少数になると考えられ、緊急地震速報普及の妨げとなる。また、既に設置済みの端末についてはリプレイスが必要となり、利用者及びCATV事業者に大きな負担となる。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)を迅速に端末利用者に提供する必要があるという観点から、電子制御を行う上での時間の目安として、0.2秒という数値を記載しておりましたが、緊急地震速報(業)は迅速に端末利用者に提供される必要があり、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を始めるまでの時間が重要ですので、この時間については平均で1秒以内を目安として示すように修正しました。本項目については、その内訳として、要する時間を端末利用者に公開・説明する旨の項目に修正します。
	17	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 サーバから緊急地震速報(予報/業)を受信してから0.2秒以内に報知を開始または制御信号を送出すること			
	22	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (3)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 サーバから緊急地震速報(予報/業)を受信してから0.2秒以内に報知を開始すること			
	11	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末・配信に求められる機能・能力 地震動予報機能 利用者の指定する場所での震度や到達時間を予想すること	サーバ予報型の緊急地震速報(業)では、あらかじめ設定された条件で地震動予報を行っており、利用者の指定する場所での地震動予報は事実上不可能である。本項目については、端末予報型の緊急地震速報(業)のみに適用されるべき事項であって、サーバ予報型の緊急地震速報(業)は対象外とするべきと考える。		ご意見ありがとうございます。 本ガイドラインでは、サーバ予報型のサーバはその内部で各地の震度等を予想するものと定義しておりますのでご理解願います。 配信・許可事業者側が指定した場所の予測を提供できない場合は、ガイドラインに記したとおり、対応状況について端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思っております。
	17	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末・配信に求められる機能・能力 地震動予報機能 利用者の指定する場所での震度や到達時間を予想すること			
	22	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (3)端末・配信に求められる機能・能力 地震動予報機能 利用者の指定する場所での震度や到達時間を予想すること			

国民からのご意見及び気象庁の見解（その40）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ひまわりネットワーク株式会社(その3)	11	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 地震動予報機能 予報履歴を保存し、利用者が参照可能とすること。	利用者が参照可能とするためには、受信端末にディスプレイを実装する等の対応が必要。結果、利用者の負担増となり、緊急地震速報普及の妨げとなる。本項目については、予報履歴を保存することのみとし、利用者が参照可能とする文言については削除するべきと考える。		ご意見ありがとうございます。 ご指摘の点については、参照方法を示したものではありません。 端末利用者が履歴を参照できるための手段としては、ディスプレイを用意しなくても、可能なものもあると思いますので、ご検討をお願いします。 なお、本項目への対応状況について端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思ひます。
	17	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 地震動予報機能 予報履歴を保存し、利用者が参照可能とすること。			
	22	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 地震動予報機能 予報履歴を保存し、利用者が参照可能とすること。			
	11	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定機能 報知音の選択【NHKのチャイム音】	CATV事業者が提供する緊急地震速報(業)については、既に多数の行政施設・事業所・一般家庭で利用されている。利用者は定期的な訓練を通じて現端末から発報される音を緊急地震速報と認識しており、報知音の変更は混乱を招くことになると考える。現端末については端末側で音声合成を行っており、本ガイドラインへ対応させるためには端末のリプレイスが必要となる。利用者及びCATV事業者にかかる負担は非常に大きい。既に普及している端末については、本ガイドラインの対象外とすべきと考える。また、緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報/業)の違いを利用者に浸透させる上でも、緊急地震速報(警報) = NHKチャイム音、緊急地震速報(予報/業) = REIC音 など分類することが望ましいと考える。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、既存の端末にガイドラインに沿っていない部分があれば、その部分や、それを補う方法について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思ひます。 また、緊急地震速報(業)は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る行動を起こすためには、緊急地震速報(業)が提供されたことを即座にわかるよう報知音を覚えておく必要があります。このため、報知音は統一すべきと考えますので、NHK音を推奨していることをご理解願ひます。
	17	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定機能 報知音の選択【NHKのチャイム音】			
	23	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定機能 報知音の選択【NHKのチャイム音】			
	11	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定機能 緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作【1観測点のデータに基づく緊急地震速報(予報/業)では報知しない。	CATV事業者が提供する緊急地震速報(業)は、放送での端末配信となるため、利用者毎に報知精度を分類することができない。よって、本ガイドラインに適用させたシステムでは、全端末において2観測点以上のデータに基づき報知されることになるが、緊急地震速報(予報/業)のメリットとしての迅速性を欠くことになる。仮に報知精度を分類する機能を端末側に実装することが可能であるとしても、端末のリプレイスが必要となり、利用者及びCATV事業者にかかる負担は非常に大きい。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。この件については、ガイドラインに記載いたします。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思ひます。
	17	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (3) 端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定機能 緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作【1観測点のデータに基づく緊急地震速報(予報/業)では報知しない。			

国民からのご意見及び気象庁の見解（その 41）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
ひまわりネットワーク株式会社(その4)	23	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (3)端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定機能 緊急地震速報(予報/業)の精度情報 による動作[1観測点のデータに基づく緊急地震速報(予報/業)では報知しない。			
	12	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	気象業務支援センターの配信サーバーから配信・許可事業者の配信サーバーまでの通信回線については、通信事業者の責任範囲であり、配信・許可事業者が担保できる範囲ではない。通信回線の能力含めた伝送遅延を本ガイドラインで規定するべきではないと考える。伝送遅延の規定については、配信・許可事業者が緊急地震速報(予報)を受信してから緊急地震速報(予報/業)を配信するまでの時間で規定するべきと考える。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)は、端末利用者まで迅速に提供されて初めて有効となることから、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で 1 秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしていますので、ご理解ください。 また、事業者は、緊急地震速報(業)の提供についてトータル的な設計をした上で、サーバー - 端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
	18	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 B オペレータを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること			
	23	5.利用方法に応じた端末・配信のあり方 C 端末の報知による人の危険回避 (3)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること			
特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会(その1)	2	2.目的 緊急地震速報(予報)の配信を行う事業者(以下「配信事業者」という。)や許可事業者には、端末利用者が緊急地震速報(業)を適切に利用できるよう、本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことを求める。また、端末利用者においても、緊急地震速報(業)を導入、利用する際には、本ガイドラインを参考にしていきたい。	・配信事業者や許可事業者として、本ガイドラインは配信や端末の設計、製造等に関する標準仕様となる可能性であり、CS達成のための最低基準となることが予想されるので「求める 努める」でよいのではないかと。 ・ガイドラインの「必須」や「推奨」の項目数は端末利用者のコスト負担に直結し、緊急地震速報の普及に大きく影響するので、必要最小限とすべきと考える。	本ガイドラインに沿って緊急地震速報(予報/業)の配信や端末の設計、製造等を行うことに努める。また、端末利用者は、緊急地震速報(業)を導入、利用する際には、本ガイドラインを参考にしていきたい。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインに記述した内容は、気象庁が配信・端末事業者に求めているものです。お示しの修正案では趣旨が変わってしまいます。 また、ご指摘のようにガイドラインが端末利用者によって予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)が適切に導入利用されるためには、端末・配信の機能・能力について、配信・許可事業者からの詳しい説明が不可欠ですので、ガイドラインに示した機能・能力の項目への対応状況を公開・説明することを求めるよう修正します。それに伴い、これまで「必須」としていた内容については、詳細説明に参考として示すこととします。なお、ガイドラインは法的な規制ではありません。このことについては、記載します。
	2	3.対象 本ガイドラインの対象とする端末・配信は、緊急地震速報(業)に基づいて報知や制御を行うための端末・配信とする。テレビ、ラジオ、携帯電話の... .. 広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。	・既に設置済みの緊急地震速報(業)の端末は、利用者の所有物であり、ガイドラインの対象にできない。 ・既存端末を対象とすれば、利用者に負担が生じる場合もあり、緊急地震速報の普及促進を妨げる恐れがある。	本ガイドラインの対象とする端末・配信は、緊急地震速報(業)に基づいて報知や制御を行うための端末・配信とする。なお、既に運用状態にある緊急地震速報(業)の端末、および、テレビ、ラジオ、携帯電話の... .. 広く一般に知らせる装置については、本ガイドラインの対象外とする。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況を端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思います。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その42）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会(その2)	10	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	左記理由により、本項目は「必須」を「推奨」に変更する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、原文のままとします。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものであり、表現を変えて使用していますので、伝達の手段に関しては、報知と混乱を生じさせないような方法をご検討ください
	10	同上 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御を行ったときはその旨を伝達すること	・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御が行われた」ことは、利用者が選択した結果。 ・「精度が低い緊急地震速報(業)による自動制御」か否かは動作履歴で知ることができる。 ・「その旨を伝達すること」の必要性及び前提条件が不明確であり、利用者の利点も少ない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。この「伝達」は、精度の低い情報を使った端末利用者は、そのことを安全確保の後に、素早く確認する必要があることから記載したものですので、なお、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	11	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 報知・制御出力条件設定 緊急地震速報(警報)と整合した動作	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	以下は「必須」を「推奨」に変更する。 緊急地震速報(警報)と整合した動作	ご意見ありがとうございます。 この項目は、端末利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないよう、不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、報知・制御出力設定に関しては、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものであり、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います
	11	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送遅延に関し、配信・許可事業者の通信能力が関係する範囲は、気象業務支援センターの出力端から配信サーバーの出力端までが責任範囲であり、配信サーバーと端末間の回線は端末利用者の利用目的と投入可能な通信費で決まり、配信・許可事業者の通信能力には関係しない。 ・専用線は通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証するギランティ型、高額な通信費を要し、利用できるのは一部の利用者に限られる。 ・インターネット(閉域接続サービスを含む)は、通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証しないベストエフォート型、用途「A」でも多用される理由は低廉な通信費と実用上の問題が殆ど無い点にある。 ・本ガイドラインで気象庁～端末までの伝送遅延を1秒未満に規定すると、インターネット利用の端末は厳密な判断では全てガイドライン不適合となり、緊急地震速報普及の大きな妨げとなる。	・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満となるように努めること	ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明するようお願いいたします。 なお、配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータルの設計をした上で、サーバー - 端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
11	同上 ・複数のサーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること	・「並列冗長構成の配信サーバー」と「1回線対応の端末」で構成する通信方式を指すなら、対応できる現行端末は殆ど無い。 ・配信サーバーの冗長化は「必須」であり、更に、特定の冗長化方式や通信方式を追加する必要性も、利用者の利点もない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから端末利用者の受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 となお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明に記載します。	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その 43）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会(その3)	12	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末利用者がとる措置 機械等の制御に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	13	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末利用者がとる措置 不特定多数向けの館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。端末の冗長化やサーバー端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。
	14	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (3)端末利用者がとる措置 以外の館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。
	15	A 機械・館内放送設備等の自動制御 (4)実施すべき試験・訓練 以外の館内放送に用いる場合 端末利用者の管理の下、端末に接続した機械・放送設備の動作試験が行える環境が必要である。	・用途により、動作試験や訓練が緊急性が高い重要業務に支障をきたす場合がある。	端末利用者の管理の下、端末に接続した機械・放送設備の動作試験が行える環境が必要である。ただし、動作試験が緊急性の高い重要業務に支障をきたす場合は、この限りでない。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のような、緊急性の高い業務系で使用しているものほど、本番の際に動作しないなど問題が生じないよう、定期的な点検や訓練が必要と考えます。試験・訓練については、業務の支障のない任意の時間に行っていただくことになります。
	18	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	左記理由により、本項目は「必須」を「推奨」に変更する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第 20 条で定められていますので、原文のままとします。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものであると考えて、表現を変えて使用していますので、「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起こらない方法をご検討いたしたいと思っております。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その44）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会(その4)	18	同上 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御を行ったときはその旨を伝達すること	・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御が行われた」ことは、利用者が選択した結果。 ・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御」を行うか否かは動作履歴で知ることができる。 ・「その旨を伝達すること」の必要性及び前提条件が不明確であり、利用者の利点も少ない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、原文のままとします。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、精度の低い情報を使った端末利用者が、そのことを安全確保の後に、素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	19	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 報知・制御出力条件設定 緊急地震速報(警報)と整合した動作	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実にすることが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	以下は「必須」を「推奨」に変更する。緊急地震速報(警報)と整合した動作	ご意見ありがとうございます。 この項目は、端末利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないように、不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるように修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものと考えて、表現を変えて使用していますので、伝達の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、報知との混乱が起らない方法をご検討ください
	19	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (2)端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送遅延に関し、配信・許可事業者の通信能力が関係する範囲は、気象業務支援センターの出力端から配信サーバーの出力端までが責任範囲であり、配信サーバーと端末間の回線は端末利用者の利用目的と投入可能な通信費で決まり、配信・許可事業者の通信能力には関係しない。 ・専用線は通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証するギランティ型、高額な通信費を要し、利用できるのは一部の利用者に限られる。 ・インターネット(閉域接続サービスを含む)は、通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証しないベストエフォート型、用途「A」でも多用される理由は低廉な通信費と実用上の問題が殆ど無い点にある。 ・本ガイドラインで気象庁～端末までの伝送遅延を1秒未満に規定とすると、インターネット利用の端末は厳密な判断では全てガイドライン不適合となり、緊急地震速報普及の大きな妨げとなる。	・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満となるように努めること	ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならないければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明をお願いします。 なお、配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータルの設計をした上で、サーバー - 端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
	19	同上 ・複数のサーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信すること	・「並列冗長構成の配信サーバー」と「1回線対応の端末」で構成する通信方式を指すなら、対応できる現行端末は殆ど無い。 ・配信サーバーの冗長化は「必須」であり、更に、特定の冗長化方式や通信方式を追加する必要性も、利用者の利点もない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、配信・許可事業者のサーバーから端末利用者の受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明に記載します。
20	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末利用者がとる措置 機械等の制御に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することは必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものですので、原文のままとします。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について説明いただけるようお願いいたします。	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その45）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会(その5)	21	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末利用者がとる措置 不特定多数向けの館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー～端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	同上。
	22	B オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御 (3)端末利用者がとる措置 以外の館内放送に用いる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策、無停電化は必須。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することを必須とし、さらに、専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨。 端末の冗長化やサーバー-端末間の物理回線の冗長化を推奨。	・無停電化、使用回線、冗長化は端末利用者が用途と予算で決定する事項。 ・インターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用を前提に「必須」とは言い難い。 ・サーバー-端末間の回線に「同一キャリア、同一サービス」の2重化を選択すると、回線の物理的ルートも同一となり、同時障害の可能性が高まる。	・端末を含む関連機器全体の無停電化を推奨。 ・サーバーから端末までの通信回線は常時接続型とし、特に重要な用途では専用線等信頼性の高い回線を使用することを推奨 ・端末の冗長化を推奨及びサーバー-端末間の回線は物理的ルートの異なる回線を使用した冗長化を推奨。	ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。
	26	C 端末の報知による人の危険回避 (2)端末・配信に求められる機能・能力 端末基礎機能 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実に行うことが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	左記理由により、本項目は「必須」を「推奨」に変更する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、原文のままとします。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものであり、表現を変えて使用していますので、伝達の手段に関しては、報知と混乱を生じさせないような方法をご検討ください。
	26	同上 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御を行ったときはその旨を伝達すること	・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御が行われた」ことは、利用者が選択した結果である。 ・「精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御」を行うか否かは動作履歴で知ることができる。 ・「その旨を伝達すること」の必要性及び前提条件が不明確であり、利用者の利点も少ない。	左記理由と、利用者のコスト増・普及拡大の観点から本項目は削除する。	ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal 越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので、必要な項目と考えています。 この「伝達」については、一時的に身の安全確保を促す緊急地震速報(業)の「報知」とは別であり、精度の低い情報を使った端末利用者が、そのことを安全確保の後に、素早く確認するために必要な機能です。そのため「報知」と「伝達」と表現を変えております。「伝達」の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、「報知」との混乱が起らない方法をご検討いただきたいと思います。
	27	C 端末の報知による人の危険回避 (2)端末・配信に求められる機能・能力 報知条件設定 緊急地震速報(警報)と整合した動作	・利用者にとって、指定した場所の予測震度が閾値を超えたとき、報知または制御を確実に行うことが重要。 ・「閾値超えの報知または制御」と「その旨の伝達」が併存すると、識別困難が生ずる等、不都合が生ずる場合があり、「その旨の伝達」は「必須」とは言い難い。	以下は「必須」を「推奨」に変更する。緊急地震速報(警報)と整合した動作	ご意見ありがとうございます。 この項目は、端末利用者の求めに応じた設定ができるように受信端末に機能があることを目的としたものです。 ただし、詳細説明に示しましたとおり、TV や携帯電話の報知との不整合で端末利用者が混乱することがないように、不特定多数向けの館内放送や端末報知を使った人の危険回避に緊急地震速報(警報)と整合した動作を推奨していますので、これ以外の利用に関しては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、「報知・制御」と「伝達」は別のものであり、表現を変えて使用していますので、伝達の手段については、例えば、ランプを点滅させるなど、報知との混乱が起らない方法をご検討ください。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その46）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会（その6）	27	C 端末の報知による人の危険回避 (2) 端末・配信に求められる機能・能力 配信・許可事業者の能力 配信・許可事業者の通信能力 ・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満であること	・伝送遅延に関し、配信・許可事業者の通信能力が関係する範囲は、気象業務支援センターの出力端から配信サーバーの出力端までが責任範囲であり、配信サーバーと端末間の回線は端末利用者の利用目的と投入可能な通信費で決まり、配信・許可事業者の通信能力には関係しない。 ・専用線は通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証するギャンティ型、高額な通信費を要し、利用できるのは一部の利用者に限られる。 ・インターネット(閉域接続サービスを含む)は、通信速度、通信品質、常時接続性を通信会社が保証しないベストエフォート型、用途「A」でも多用される理由は低廉な通信費と実用上の問題が殆ど無い点にある。 ・本ガイドラインで気象庁～端末までの伝送遅延を1秒未満に規定とすると、インターネット利用の端末は厳密な判断では全てガイドライン不適合となり、緊急地震速報普及の大きな妨げとなる。	・気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから緊急地震速報(予報/業)が端末に届くまで1秒未満となるように努めること	ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならなければ、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明をお願いします。 なお、配信・許可事業者は、緊急地震速報(業)を受信端末に提供することについてトータルの設計をした上で、サーバー - 端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
	28	C 端末の報知による人の危険回避 (3) 端末利用者がとる措置 強い揺れが予想されることのみを端末に報知させる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。 無停電化を推奨。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することが必須。	配信サーバー～端末間の回線は殆どがインターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)が利用されることを前提に「必須」とは言い難い。	「サーバーから端末までの通信回線は常時接続型」とする。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインの記述と、お示しいただいた修正案の記述に違いはないと考えますので、原文のままとします。
	21	C 端末の報知による人の危険回避 (3) 端末利用者がとる措置 以外の内容についても端末に報知させる場合 端末や通信回線等に対してとる措置 耐震固定等地震の揺れへの対策を推奨。 無停電化を推奨。 サーバーから端末までの通信回線は常時接続できる回線を使用することが必須。	配信サーバー～端末間の回線は殆どがインターネット(常時接続性は保証されないが、実用上常時接続とみなせる)の利用されることを前提に「必須」とは言い難い。	「サーバーから端末までの通信回線は常時接続型」とする。	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインの記述と、お示しいただいた修正案の記述に違いはないと考えますので、原文のままとします。
	43	7. 端末・配信に求められる機能・能力の一覧表	新たに設備構築する場合、及び設備更新する場合は、ガイドラインに従うことは可能。しかし、既存設備をガイドラインにあわせることは困難。	「既存の装置は対象外」と注釈に明記する	ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にいただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思っております。
	47	8. 端末利用者がとる措置の一覧表	新たに設備構築する場合、及び設備更新する場合は、ガイドラインに従うことは可能。しかし、既存設備をガイドラインにあわせることは困難。	「既存の装置は対象外」と注釈に明記する	同上。
個人5			現在使用中の端末装置は、ガイドラインに準拠しているものかどうかを調べる方法を公開してください。変なときに稼働したり、鳴らなくてはならないときに鳴らなかった場合どうすればよいのか公開してください。又、メーカーの自主的なリコールをご指導いただけると考えて良いですか。私たちの命を守ってくれる装置だと思っています。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインには、事業者に対して、対応状況について端末利用者に説明するとともに公開するよう求めています。ガイドラインが作成されましたら、事業者に対してガイドラインへの対応を求めて参りますので、ご契約の事業者に対してご確認いただけるようお願いいたします。
			12月の訓練をお願いしておりますが、返事してくれません。業者によっては、訓練ができない理由があるのですか、お金も毎月払っているのに対応してくれません。指導よろしく願います。		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインには、事業者に対して、対応状況について端末利用者に説明するとともに公開するよう求めています。ガイドラインが作成されましたら、事業者に対してガイドラインへの対応を求めて参りますので、ご契約の事業者に対してご確認いただけるようお願いいたします。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その47）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社「ポータル」(その1)	P.43	(1) 端末基礎機能 受信してから0.2秒以内に報知または制御を開始	端末機の動作開始はサーバからのコマンド受信後、瞬時に発報する事がこのまじいと思うが、制御/解析(緊急地震速報端末機能と同居しうる告知端末としての情報優先度制御や無線で動作する配下の子機制御を実装している端末に於いて)を行い、緊急地震速報発報に伴う制御ルーティンをパラレルで実行できない(していない)システムに於いては0.2秒以内で報知又は制御開始は現実的でないであろうと想定される。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)を迅速に端末利用者に提供する必要があるという観点から、電子制御を行う上での時間の目安として、0.2秒という数値を記載することにしておりましたが、緊急地震速報(業)は迅速に端末利用者に提供される必要があり、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を始めるまでの時間が重要ですので、この時間については平均で1秒以内を目安として示すように修正しました。本項目については、その内訳として、要する時間を端末利用者に公開・説明する旨の項目に修正します。
	P.43	不正な緊急地震速報(予報/業)を受信した場合に動作しない	不正な緊急地震速報(予報/業)を出さないようにして頂きたく、不正な緊急地震速報(予報/業)とはどのような種別の電文が想定される？例えば電文種別がフォーマットから外れるなど。		ご意見ありがとうございます。 気象庁から不正な電文を発表した際の対応について求めているものではありません。ただし、端末に至る配信の過程において、障害等により不正な電文になってしまう可能性は否定できません。よって、配信・許可事業者においても対応が必要と考えています。また、例示については、詳細説明で行っていますが、不正な電文を定義することは困難ですので、ご理解願います。
	P.43	動作履歴の保存	端末自体に保存させる事はコスト面から対応が難しいと考えられる		ご意見ありがとうございます。 この項目の目的は、端末利用者が即時に何故動作したのかなどを確認できるようにするためのものです。ガイドラインに記したとおり、対応状況について端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思います。
	P.43	耐震固定等地震の揺れへの対策が可能	端末機の筐体デザインにより固定が難しい場合があると考えられる。移動端末機も考えられ完全固定にすべきではない。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、文面どおり、完全に固定することを求めたものではありません。揺れの対策については、どのようなことができるのか端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思います。
	P.43	自己診断機能	オンラインで自己診断を有すれば良しと考える。		ご意見ありがとうございます。 端末利用者が、端末の異常について判断できるためには、端末が異常を知らせる機能が必要であると考えます。
	P.43	テスト報により試験ができること	オンラインで必要 スタンドアロンで行う意味があるか？		ご意見ありがとうございます。 端末によって制御する機械等がある場合、適切に動作することを確認するためのテストでは必要と考えています。またオンラインか、スタンドアロンか指定はしていませんので、オンラインで可能な場合は、端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思います。
	P.43	端末単独で訓練が実施できる機能を有すること(オペレーターによる訓練も含む)	端末機単体でこの機能を有するには、コストがかかり得策ではない。システムとして可能であれば問題ないとする。運用に用いる端末機への実装はコスト上、実現できない		ご意見ありがとうございます。 サーバから訓練報を配信することで訓練が可能であれば、端末単独で訓練が実施できる機能は必須ではありませんので、ご理解願います。
	P.43	端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨を伝達すること	適応にはシステム全体の再設計が必要となり対応できない。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明にも記しましたとおり、気象業務法第20条で定められていますので、対応状況を端末利用者に公開・説明いただきたいと思います。
	P.43	精度が低い緊急地震速報(業)で報知または制御信号の送出を行ったときはその旨を伝達すること	適応にはシステム全体の再設計(確からしさを判断)が必要となり対応できない。更新報対応でよいのではないかと考える。利用者が混乱する。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、6月11日に開催された第1回部会で示した資料にあるとおり100gal越えの緊急地震速報や深発地震で報知・制御した際、実際に混乱がみられたことから、その対策として記載することになったものですので必要な項目と考えています。ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にいただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、ガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思います。
	P.44	(2) 地震動予報機能 不正な緊急地震速報(予報)を受信した場合は地震動予報を行わない	不正な緊急地震速報(予報)を出さないよう精度を上げてもらいたい。不正な緊急地震速報(予報/業)とはどのような種別の電文が想定される？例えば電文種別がフォーマットから外れるなど。		ご意見ありがとうございます。 不正電文への対応は、気象庁から不正な電文を発表した際の対応について求めているものではありません。ただし、端末に至る配信の過程において、障害等により不正な電文になってしまう可能性は否定できません。よって、配信・許可事業者においても対応が必要と考えています。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その48）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
株式会社「ポータル」(その2)	P.44	予報履歴を保存し、端末利用者が参照可能	システムとしては保守の関係等で必要と考えるが、端末の利用者が参照可能にするには非常にコストがかかり賛成できません。端末機への実装はコスト上、実現できない		ご意見ありがとうございます。 ご指摘の点については、参照方法を示したものではありません。 端末利用者が履歴を参照できるためには、様々な手段があると思いますので、ご検討をお願いします。対応状況について端末利用者に説明するとともに公開していただきたいと思います。
	P.44	(3)報知・制御出力条件設定 予想した震度や猶予時間の閾値	震度だけで十分と考える。猶予時間に可変の閾値を設けることが利用者に有効が不明。受信機震度閾値設定との兼ね合いもあるが遠方の地震に動作させないためにシステム固定で一値も受けることは有効と考えますがその値も適正に判断すべきであると考えられる。		ご意見ありがとうございます。 端末利用者の求めに応じて、緊急地震速報(業)を利用できる機能として記載したものですので、削除できませんが、猶予時間を用いない端末利用者にとっては、余分な機能となりかねません。 このことから、各項目への対応状況を端末利用者に公開・説明することを求めるように修正します。
	P.44	緊急地震速報(警報)と整合した動作	緊急地震速報(警報)の配信方法を要確認		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(警報)が発表されているかどうかの情報は、緊急地震速報(予報)に含まれていますので、ご確認ください。
	P.44	報知音	既に導入済のシステム機器を変更するには、費用がかかり賛成出来ない。理由が理解できない		ご意見ありがとうございます。 ガイドラインは、今後、設計・製造される端末に対して沿うことを求めたものであり、既存の端末に遡及するものではありません。このことについては、ガイドラインに記載します。 一方、ガイドラインでは、既存の端末利用者を含め、端末利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう配信・許可事業者はガイドラインへの対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思ひます。
	P.44	緊急地震速報(予報/業)の精度情報による動作	適応にはシステム全体の再設計(確からしさを判断)が必要となり対応できない。更新報対応でよいのではないかと考える		同上。
	P.44	100ガル超え緊急地震速報を受信した場合の動作	緊急地震速報の情報の精度を上げて頂きたい。通常の緊急地震速報としては動作させる、更新報で信頼性を上げ誤報であった場合はキャンセル報を配信することが必須であると考え		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(予報)の精度向上については、気象庁で取り組んで参ります。
	P.44	ある地震の緊急地震速報(予報/業)を受信した後、続けて別の地震の緊急地震速報(予報/業)を受信した場合の動作	演算結果が閾値を上回れば別IDでも動作させるべきと考える。これらの機能はサーバーが有し端末機はコストUpとなり必要ない。		ご意見ありがとうございます。 サーバー予報型で、サーバーで対応ができるのであれば、端末での設定は必要ありません。
	P.44	深発地震についての緊急地震速報(予報/業)を受信した場合の動作	深発地震と定義される深さ150km付近以上の地震は動作させない		ご意見ありがとうございます。 深発地震への対応については、端末利用者に説明するとともに公開をお願いします。
	P.44	訓練報を受信した場合の動作	サーバー毎に選択できるようにすべきで、端末単位では出来ない。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)の利用には訓練が必要です。サーバー単位での対応を行う場合は、端末利用者に公開・説明をお願いします。
	P.44	テスト報を受信した場合の動作	サーバー毎に選択できるようにすべきで、端末単位では出来ない。		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)がいつ発表されても適切に利用できることを確認するためには、試験を行う必要があります。サーバー単位での対応を行う場合は、端末利用者に公開・説明をお願いします。
	P.45	配信・許可事業者の通信能力 気象庁の発表から端末に届くまで1秒未満	通信回線等環境に係わる要素が大きく、1秒未満を保証するのは難しい		ご意見ありがとうございます。 緊急地震速報(業)は、端末利用者に迅速に提供されて初めて有効となるものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で1秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。回線によっては、切断や遅延が比較的起こりやすいものもありますので、リスク等については、端末利用者に説明するとともに公開するようにお願いします。また、事業者は、緊急地震速報(業)の提供についてトータルの設計をした上で、サーバー・端末間の回線も選択していると思いますので、配信・端末事業者に対し本項目についての対応を求めています。
	P.45	気象業務支援センターから事業者のサーバーまでの物理通信回線を信頼性の高い回線で冗長化	物理通信回線を信頼性の高い回線で冗長化は、費用負担が大きく必須にすべきではない		ご意見ありがとうございます。 本項目の意図は、気象業務支援センターと配信・許可事業者の間の接続が、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、この項目は、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。

国民からのご意見及び気象庁の見解（その49）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
					なお、信頼性の高い回線による冗長化はその手段の一つであることから、例示として、詳細説明に記載します。
株式会社 「U・ポータル」その3	P.45	複数サーバーから端末に緊急地震速報(予報/業)を同時に配信	費用負担が大きく必須にすべきではない		ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、サーバーから受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目にと修正します。 なお、複数サーバーからの同時配信はその手段の一つであることから、例示として詳細説明に記載します。
	P.45	セキュリティ対策(なりすまし防止等)	費用負担が大きく必須にすべきではない		ご意見ありがとうございます。 この項目は、緊急地震速報(業)が間違いなく端末に提供されるためには必要な機能と考えています。
	P.45	サーバーから端末までの物理通信回線の冗長化に対応可能	端末までは、不可能		ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、サーバーから受信端末までの接続が、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。 このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。
	P.45	不正な緊急地震速報(予報/業)を受信した場合は配信等を行わない	不正な緊急地震速報(予報/業)を出さないようにするのが先決		ご意見ありがとうございます。 気象庁から不正な電文を發表しないよう対処します。一方、端末に至る配信の途中においても、障害等で不正な電文が変わってしまう可能性はあります。よって、事業者においても対応が必要と考えています。
	P.45	冗長化	費用負担が大きく必須にすべきではない(推奨)		ご意見ありがとうございます。 この項目の意図は、サーバーから受信端末までの接続が、サーバーの故障やメンテナンスの際も、とぎれず、確実に行われることが必要ということです。このため、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。 なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明に記載します。
	P.45	端末利用者の利用方法の把握	利用方法は、様々で変更もあり完全な把握は出来ない		ご意見ありがとうございます。 許可事業者だけで利用方法を把握することは困難である場合があるため、この項目に加えて、端末利用者に推奨する項目に「適切なアフターサービスを受けるため、購入後も配信・許可事業者の利用方法などについて連絡する」ことを書き加えるものとします。
	P.45	気象庁から端末までの配信経路公開	独自の配信網等それぞれノウハウがあり公開する必要はない。		ご意見ありがとうございます。 この項目については、詳細説明に記しましたとおり、(財)気象業務支援センターから端末までの間で、存在している配信事業者等を示していただくことであり、詳しい通信回線の経路の開示を求めたものではありません。
	P.45	サーバー-端末間の通信の互換性について公開	独自の配信網等それぞれノウハウがあり公開する必要はない。		ご意見ありがとうございます。 互換性の公開については、詳細説明に示しましたとおり、細かい技術情報の公開を求めたものではなく、許可事業者であれば、利用可能な通信事業者を公開することを求めたものです。
	P.45	気象庁が発表する緊急地震速報(予報)の内容等の変更に対応可能	変更する前に利用者への説明と理解を求めるべき		ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後の緊急地震速報の運営の際の参考にさせていただきます。
	P.45	本ガイドラインへの対応状況について端末利用者に説明するとともに公開すること	説明を求められた場合、公開する。		ご意見ありがとうございます。 今後端末を導入する人の参考のためには、説明を求められる、求められないに関わらず、公開が必要と考えています。
P.47	耐震固定等地震の揺れへの対策	家庭用端末機としては不可能である。		ご意見ありがとうございます。 本項目は端末利用者が施す措置として気象庁が推奨しているものであり、最終的な対応については、端末利用者が利用目的やコストを考慮し、判断いただくものです。なお、事業者としても、端末利用者が適切に判断できるよう、機能や能力について公開・説明をお願いします。	

国民からのご意見及び気象庁の見解（その50）

意見提出者名	該当ページ	ガイドライン原文	修正意見	修正案	気象庁の見解
	P.47	無停電化	A, Bも推奨に		同上。
株式会社「ポータル」(その4)	P.47	端末の冗長化	家庭用端末機としては価格Upにつながり不可能である。		同上。
	P.47	通信回線	常時接続できる回線		同上。
	P.47	専用線など信頼性の高い回線	家庭用端末機としては価格Upにつながり不可能である。		同上。
	P.47	サーバー-端末間の物理回線の冗長化	家庭用端末機としては価格Upにつながり不可能である。		同上。
	P.47	予想した猶予時間	家庭用端末機としては価格Upにつながり不可能である。		同上。
	P.47	予想した震度	A, B含め全て端末利用者の必要性に応じた閾値を設定		同上。
	P.47	精度情報(凡例)100ガル:100ガル超え緊急地震速報1点:1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)複数点:複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)	システムとして機能を有すればよく、端末単体では無理がある。		同上。
	P.47	深発地震についての緊急地震速報(業)(注釈)異常震域:深発地震でも大きな揺れが観測される地域	システムとして機能を有すればよく、端末単体では無理がある。		同上。
	P.48	放送・報知内容	導入済みありNHKチャイム音に強制しなくても良いのでは		同上。
	P.48	緊急地震速報(業)で制御、放送、報知を行った後に同一地震または別の地震について提供される緊急地震速報(業)	システムとして機能を有すればよく、端末単体では無理がある。		同上。
	P.48	キャンセル報	システムとして機能を有すればよく、端末単体では無理がある。		同上。
	P.49	試験	システムとして機能を有すればよく、端末単体では無理がある。		同上。
	P.49	訓練	システムとして機能を有すればよく、端末単体では無理がある。		同上。